

特別支援教育

特別支援学校における障がい種に応じた 専門性の向上と指導の充実に関する研究

ー自立活動指導資料（視覚障がい）の作成を通してー

【研究の概要】

視覚支援学校の自立活動においては、目が見えない・見えにくいことで生じる困難さを改善・克服するために、点字や歩行、視覚補助具、ICTの活用等の教育実践が積み重ねられている。本研究では、視覚障がい教育における教員の専門性の要素を明らかにし、自立活動指導資料の作成とそれを活用した授業実践を通して、教員の専門性の向上と指導の充実を目指すものである。

キーワード：視覚障がい教育 自立と社会参加 専門的な知識と技能 点字盤 歩行

令和3年2月10日
岩手県立総合教育センター
長期研修生
所属校 岩手県立盛岡視覚支援学校
遠藤美枝

目 次

I	研究主題	1
II	主題設定の理由	1
III	研究の目的	1
IV	研究の目標	2
V	研究の見通し	2
VI	研究の構想	2
1	視覚障がい教育における教員の専門性と指導の充実に関する基本的な考え方	2
(1)	視覚障がいについて	2
(2)	視覚障がいのある子供の学びの場	3
(3)	視覚障がいのある子供への指導	4
(4)	視覚障がい教育における現状及び課題	6
(5)	自立活動の指導	7
(6)	本研究における「視覚障がい教育における教員の専門性」の捉え	10
2	視覚障がい教育における教員の専門性の向上と指導の充実のための手立て	11
(1)	視覚障がい教育における教員の専門性に関する調査	11
(2)	「自立活動指導資料（視覚障がい）」の作成	11
(3)	「自立活動指導資料（視覚障がい）」を活用した授業実践	11
3	検証計画	11
4	研究構想図	12
VII	研究実践・結果及び考察	13
1	視覚障がい教育における教員の専門性に関する調査	13
(1)	調査の目的	13
(2)	調査対象	13
(3)	調査方法及び調査内容	13
2	視覚障がい教育における教員の専門性に関する調査結果及び考察	13
(1)	フェイスシート	13
(2)	質問項目	14
3	「自立活動指導資料（視覚障がい）」（試案）の作成	23
(1)	視覚障がい教育における専門性の要素の整理	23
(2)	「自立活動指導資料（視覚障がい）」（試案）の構成及び内容	24
4	「自立活動指導資料（視覚障がい）」（試案）を活用した授業実践の分析及び考察	25
(1)	授業実践1「点字盤」	25
(2)	授業実践2「歩行」	29
5	「自立活動指導資料（視覚障がい）」（試案）に関する調査結果の分析及び考察	35
(1)	「自立活動指導資料（視覚障がい）」（試案）を活用した授業実践	35
(2)	「自立活動指導資料（視覚障がい）」の作成	38
6	「自立活動指導資料（視覚障がい）」の完成版の作成	40
VIII	研究のまとめ	41
1	全体考察	41
2	研究の成果	41
3	今後の課題	41
IX	引用文献及び参考文献	42
	巻末資料1	44
	巻末資料2	49

I 研究主題

特別支援学校における障がい種に応じた専門性の向上と指導の充実に関する研究
－自立活動指導資料（視覚障がい）の作成を通して－

II 主題設定の理由

特別支援学校幼稚部教育要領・学習指導要領（幼稚部・小学部・中学部）（平成29年）では、中央教育審議会答申（平成28年）を踏まえ、小学校及び中学校等の教育課程の基準の改善に準じるとともに、障がいのある子供たちの一人一人に応じた指導の充実、自立と社会参加に向けた教育の充実等の観点から、「一人一人の障害の状態等に応じたきめ細やかな指導及び評価を一層充実することが重要」と示された。また、特別支援学校教育要領・学習指導要領解説自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）（平成30年）（以下「自立活動編」という）には、「学校における自立活動の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため」に行うことが記されている。その自立活動の指導を進めるに当たっては、「一定の専門的な知識や技能が必要」であり、「各学校に専門的な知識や技能のある教師が適切に配置されていることや、各学校においてこうした教師を計画的に養成していくことが必要である」と、自立活動における専門的な指導の重要性が述べられている。視覚支援学校の自立活動においては、目が見えない・見えにくいことで生じる困難さを改善・克服するために、点字や歩行、視覚補助具、ICTの活用等の教育実践が積み重ねられている。

全国の視覚支援学校に共通する主な状況と課題として、子供の減少による専門性の維持、継承、向上の困難さが挙げられている⁽¹⁾。本県⁽²⁾においても在籍者数は減少傾向にあり、令和2年度は29名である。視覚障がいのある子供の減少に伴い、教員の専門的な知識や技能、指導経験に偏りがみられ、教育実践の積み重ねや受け継ぎが難しい現状にある。加えて、これまで視覚障がい教育の中核を担ってきた経験豊富な教員の人事異動や退職もあることから、視覚障がい教育の専門性の維持、継承、向上は、本県の喫緊の課題であると推測される。

これらの課題を改善するためには、視覚支援学校の教員一人一人が、これまでに蓄積された教育実践やその教育実践を支える視覚障がい教育の理論等を学ぶとともに、子供一人一人の見え方や特性を理解し、実態に応じた授業の充実を図る必要がある。視覚障がい教育の専門的な指導を着実に受け継ぎ、専門的な視点を踏まえた授業実践を積み重ねることにより、視覚障がいのある子供の自立と、社会参加のための資質・能力の育成につながるものと考ええる。

そこで本研究は、視覚障がい教育の教員の専門性の要素を明らかにし、整理する。その上で、視覚障がい教育の専門的な視点や内容等が示された「自立活動指導資料（視覚障がい）」を作成し、その資料を活用した授業実践を行うことにより、教員の専門性の向上と指導の充実を目指すものである。

III 研究の目的

視覚支援学校において、視覚障がいのある子供の自立と社会参加のために必要な資質・能力を育成するために、視覚障がい教育の専門的な視点を踏まえた授業実践を通して、教員の専門性の向上と指導の充実に資する。

(1) 全国盲学校長会（平成28年）、『見えない・見えにくい子供のための歩行指導Q&A』、ジアース教育新社、pp.22-34には、視覚障がい教育の現状と課題について述べられている。

(2) 本県においては、幼稚部、小学部、中学部、高等部（本科普通科、本科保健理療科、専攻科保健理療科、専攻科理療科）、寄宿舎が設置されており、高等部には成人生徒も在籍している。

IV 研究の目標

視覚支援学校において、視覚障がいのある子供の自立と社会参加のために必要な資質・能力を育成するために、視覚障がい教育における教員の専門性の要素を明らかにし、専門的な視点や内容等を示した「自立活動指導資料（視覚障がい）」（以下「指導資料」という）を作成するとともに、その資料を活用した授業実践を通して、教員の専門性の向上と指導の充実を図る。

V 研究の見通し

1 視覚障がい教育における教員の専門性に関する調査

所属校教員を対象に、視覚障がい教育の教員の専門性の要素を調査し、整理する。

2 「自立活動指導資料（視覚障がい）」の作成

自立活動編の視覚障がいのある子供の指導に関する事項を整理するとともに、調査結果を受けて、「自立活動指導資料（視覚障がい）」の内容を構成し、試案（以下「指導資料（試案）」という）を作成する。

3 「自立活動指導資料（視覚障がい）」（試案）を活用した授業実践

作成した指導資料（試案）を活用した授業実践を行い、その有効性について検証し、修正を図る。完成した指導資料は研究成果物として、視覚障がい教育における教員の専門性の向上と指導の充実へとつなげていく。

VI 研究の構想

1 視覚障がい教育における教員の専門性と指導の充実に関する基本的な考え方

（1）視覚障がいについて

教育支援資料⁽³⁾では、視覚障がいとは、「視機能の永続的な低下により、学習や生活に支障がある状態をいう。学習では、動作の模倣、文字の読み書き、事物の確認の困難等がある。また、生活では、移動の困難、相手の表情等が分からないことからのコミュニケーションの困難等がある」と記されている。世界保健機関(WHO)の定義によると、「両眼での矯正視力0.05未満を盲、0.05～0.3未満を弱視」とされている。一般的には、視覚を用いて生活ができないものを盲、視覚を用いて生活が難しいものを弱視と言われている。弱視は、医学的弱視との混同を避けるため、教育的弱視、社会的弱視をロービジョンということがあるが、定義されていない。

さらに、「視機能には、視力、視野、色覚、光覚などの各種機能がある。したがって、視覚障害とは、視力障害、視野障害、色覚障害、明順応障害、暗順応障害などをいう。」と、述べられている⁽⁴⁾。学齢期に見られる主な眼疾患として、「小眼球、先天白内障、先天緑内障、視神経萎縮、網膜色素変性、網膜黄斑変性、網膜芽細胞腫、未熟児網膜症、強度近視など」が挙げられている。

教育の場では、主に視覚を用いて学習することが可能かどうかによって、大きく盲と弱視に分かれており、定義はなされていないが、【表1】(p. 3)、【表2】(p. 3)のような分類が示されている⁽⁴⁾。

視覚障がいのある子供の見え方は、一人一人に違いがあり、個人差が大きいと言われている。同じ視力であっても、眼疾患によって見え方に違いが見られることから、一人一人に応じた配慮を必要とする。

(3) 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課（平成25年）、『教育支援資料～障害のある子供の就学手続きと早期からの一貫した支援の充実』視覚障害の理解と障害の状況の把握、①視覚障害の概要に記載されている。

(4) 香川邦生（2020）、『五訂版視覚障害教育に携わる方のために』、慶應義塾大学出版会、p. 3には視覚障がいの概要について記されている。

【表 1】盲の分類

盲	全盲
	明暗弁（光覚）
	手動弁（眼前手動）
	指数弁（眼前指数）

（香川邦生（2020）、『五訂版視覚障害育に携わる方のために』、慶應義塾大学版会、p. 3 を基に作成）

【表 2】盲、弱視の分類

盲	点字を常用し、主として聴覚や触覚を活用した学習を行う必要のある者
弱視	視力が 0.3 未満の者のうち、普通の文字を活用するなど、主として視覚による学習が可能な者

（香川邦生（2020）、『五訂版視覚障害教育に携わる方のために』、慶應義塾大学出版会、p. 3 を基に一部編集）

（2）視覚障がいのある子供の学びの場

視覚障がいのある子供への学びの場として、視覚支援学校、弱視特別支援学級、通級による指導が設置されている。本県においては、視覚障がいのある子供を対象とした通級による指導は行われていない。学校教育法によれば、視覚支援学校は、次のような子供を対象に設置されており、本県には 1 校設置されている。

○学校教育法施行規則第 22 条の 3

両眼の視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認知が不可能又は著しく困難な程度のもの

また、弱視特別支援学級は、次のような子供を対象としている。

○障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）

<平成25年10月4日付け 文部科学省初等中等教育局長通知>

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認知が困難な程度のもの

本県における小学部の教育課程は、【図 1】のように、通常の小学校に準ずる教育課程と、視覚障がいに知的障がい等も併せもつ子供に応じた教育課程が編成されている。

<通常学級>		<重複障がい学級>		
国語	[類型Ⅰ] 国語 算数 音楽 図画工作 体育 特別活動 自立活動 日常生活の指導 生活単元学習	[類型Ⅱ]		[類型Ⅲ]
社会		音楽		特別活動
算数		図画工作		自立活動
理科		体育		日常生活の指導
生活		特別活動		
音楽		自立活動		
図画工作		日常生活の指導		
家庭		生活単元学習		
体育				
外国語活動・外国語				
特別の教科道徳				
特別活動	<通常学級>社会、理科は3年生から。生活は1・2年生。家庭、外国語は5・6年生。外国語活動は3・4年生。総合的な学習の時間は3年生から。 <重複障がい学級>特別の教科道徳は、学校の教育活動全体の中で指導する。子供の発達段階に応じて、類型Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの教育課程が編成されている。			
自立活動				
総合的な学習の時間				

【図 1】教育課程編成図（本県の視覚支援学校要覧より抜粋）

(3) 視覚障がいのある子供への指導

前述のように視覚障がいのある子供は、学習上や生活上で、見えない・見えにくいことから生じる、様々な困難を抱えている。その困難さを理解し、指導を進めることが重要である。

視覚支援学校の小学部・中学部における各教科の目標及び内容、指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領に「準ずる」こととしている。各教科での指導上の配慮事項として、以下の5点が挙げられている。

○特別支援学校学習指導要領解説各教科等編（小学部・中学部）（平成30年）pp. 3-7 より抜粋

1 的確な概念形成と言葉の活用

(1) 児童が聴覚、触覚及び保有する視覚などを十分に活用して、具体的な事物・事象や動作と言葉とを結びつけて、的確な概念の形成を図り、言葉を正しく理解し活用できること。

2 点字等の読み書きの指導

(2) 児童の視覚障害の状態等に応じて、点字又は普通の文字の読み書きを系統的に指導し、習熟させること。なお、点字を常用して学習する児童に対しても、漢字・漢語の理解を促すために、児童の発達の段階等に応じて適切な指導が行われるようにすること。

3 指導内容の精選

(3) 児童の視覚障害の状態等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項から着実に習熟できるよう指導すること。

4 コンピュータ等の情報機器や教材等の活用

(4) 視覚補助具やコンピュータ等の情報機器、触覚教材、拡大教材及び音声教材等各種教材の効果的な活用を通して、児童が容易に情報を収集・整理し、主体的な学習ができるようにするなど、児童の視覚障害の状態等を考慮した指導方法を工夫すること。

5 見通しをもった学習活動の展開

(5) 児童が場の状況や活動の過程等を的確に把握できるよう配慮することで、空間や時間の概念を養い、見通しをもって意欲的な学習活動を展開できるようにすること。

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所⁽⁵⁾（以下「特総研」という）によると、各教科等の指導におけるポイントが示されている。

- ・視覚障害がある乳幼児に対しては、早期からの適切な対応が重要です。
- ・小・中学部の段階では、的確な概念の形成を図ること、経験や体験を通して主体的な活動を展開していくことが大切です。
- ・触覚、聴覚及び保有する視覚などを十分に活用して情報を得ることが大切です。その際、全体像を把握してから細部の理解へと進めていくようにします。
- ・点字使用の児童生徒の場合も漢字・漢語の基本の指導も大切です。
- ・概念やイメージのつくりにくい内容については、模型の活用やモデルを提示するとともに、言語的に理解させる工夫をしていくことや空間や時間の概念を活用して学習活動を展開していくことが大切です。
- ・情報の不足を補うために、情報機器の活用は大変有効です。
- ・弱視児童生徒に対しては、見えやすい環境を整えるとともに本人のものを見る力を育てていくことの両面が大切です。
- ・高等部段階では、小・中学部での配慮を踏まえ、各教科・科目の特性に応じた配慮をしていくことが大切です。

(5) 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（2020）、『特別支援教育の基礎・基本 2020』、ジアース教育新社には、特別支援教育に関する総論や障がい種別に教育課程の編成や自立活動について記されている。

さらに、「幼稚部における指導」、「小学部・中学部段階における指導」、「高等部段階における指導」と各段階に応じた指導で、配慮すべき点や指導の工夫点などが具体的に述べられている。ここでは、それぞれの段階について項目のみ示す【表3】。

【表3】 幼稚部から高等部段階までの指導

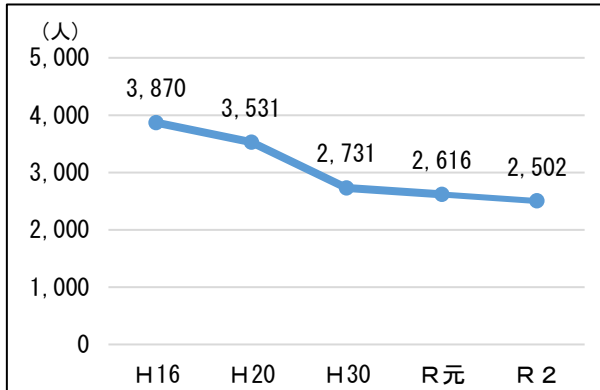
(1) 幼稚部における指導 ① 視覚障害と発達の遅れ ② 指導計画 ③ 環境の重視 ④ 意図的な働きかけ ⑤ 個別指導と集団指導 ⑥ 主体的な活動の促進
(2) 小学部・中学部段階における指導 ① 的確な概念の形成 - ア 言葉と事物・事象の対応関係 - イ 経験や体験の重視 - ウ 触覚の活用 - エ 運動・動作の理解 - オ 効果的な情報活用 ② 視覚障害の状態に応じた読み書きの指導 - ア 点字の指導 - イ 普通文字の指導 - ウ 漢字・漢語の指導 ③ 学習上困難を伴う内容への配慮 - ア 概念やイメージをつくりにくい内容 - イ 基本の理解 - ウ 核になる観察や体験 - エ コンピュータ等の情報機器の活用 - オ 空間・時間の概念を活用した学習場面の状況の把握 - カ 弱視児童生徒の視覚の活用と配慮
(3) 高等部段階における指導 ① 文字による理解、表現（漢字・漢語の理解を含む） ② 視覚的イメージに伴う事柄に対する指導 ③ 学習上困難を伴う内容の指導 ④ 触覚教材、拡大教材、情報機器の活用 ⑤ 見通しをもった積極的な学習の展開 ⑥ 社会経験を経るなどして入学してきた中途視覚障害者への配慮

（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（2020）『特別支援教育の基礎・基本 2020』、ジアース教育新社、pp. 98-106 より抜粋）

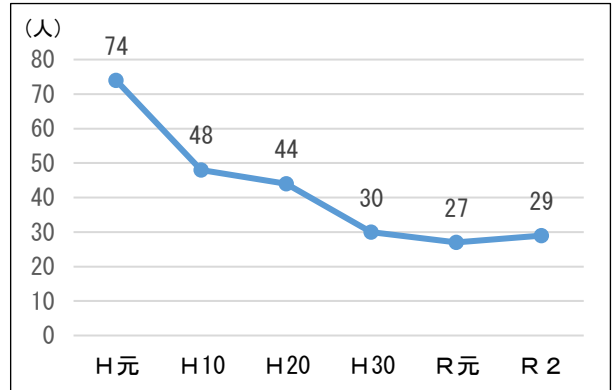
これらのことから、視覚障がいのある子供の指導は、実態を理解し、幼稚部から高等部まで見通した段階的な工夫が必要であると考え。特に、小学部・中学部段階では、幼稚部で培った力をベースに、学習の基礎となる力を身に付けたり、生活の幅を広げたりすることなどから、将来の自立と社会参加に向けた資質・能力の育成のために重要であると考え。

(4) 視覚障がい教育における現状及び課題

全国盲学校長会調査によると、全国の視覚支援学校在籍者数は、昭和34年度の10,264人をピークに、年々減少している【図2】。令和2年度は、2,502人となっている。本県においても、【図3】のように、平成元年度には74人の在籍があったが、令和2年度では29人となり、在籍者数は減少傾向にある。

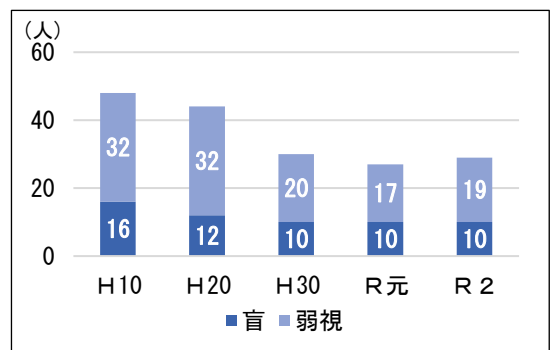


【図2】 全国の視覚支援学校在籍者数の推移
(『令和元年度第49回全国盲学校副校・教頭会総会並びに研究協議会資料』及び全国盲学校長編(2020)、『視覚障害教育の現状と課題』を基に作成)



【図3】 本県の視覚支援学校在籍者数の推移
(盲学校『学校要覧』(平成元年度、平成10年度、平成20年度)及び盛岡視覚支援学校『学校要覧』(平成30年度、令和元年度、令和2年度)を基に作成)

ここで、本県の盲と弱視のそれぞれの在籍者数を【図4】に示す。盲と弱視との割合は、おおむね3:7の割合で推移している。令和2年度は、盲10人、弱視19人の内訳となっている。在籍者数の減少は、教員が指導を行う機会の減少にも影響すると推測される。例えば、点字で学習する子供が学部在籍してない場合があると、実際に指導する機会がないことが考えられる。よって、点字指導に関する知識はもっていても、授業実践の積み重ねが難しいことにつながると考えられる。加えて、これまで経験豊富な教員から受け継がれてきた授業実践や指導技術も、視覚障がい教育の中核を担っていた教員の退職や異動もあることにより、専門性の維持、継承、向上が課題として挙げられる。



【図4】 本県の盲と弱視の在籍者数
(盲学校『学校要覧』(平成10年度、平成20年度)及び盛岡視覚支援学校『学校要覧』(平成30年度、令和元年度、令和2年度)を基に作成)

また、公益財団法人みずほ教育福祉財団「特別支援教育研究論文集—令和元年度特別支援教育研究助成事業—」⁽⁶⁾では、「特別支援学校の教員の専門性」に関する調査が述べられている。それによれば、視覚障がい教育においては、「障害特性に応じた指導力」に次いで、「障害特性の理解」が重要であるという回答が多かった。続いて「各教科の指導力」「自立活動の指導力」「保護者との円滑な関係を結ぶ力・支援力」が重要であるという回答が多かった。

本県においては、初めて視覚支援学校に着任した教員を対象としたオリエンテーションや校内研修等で、視覚障がい教育に携わる上で必要な知識や指導技術を学ぶ取組を行っている。

これらのことから、専門的な指導を必要とする視覚障がいのある子供に対する授業を行う上で、視覚障がい教育理論を学ぶとともに、これまで蓄積されてきた教育実践や指導技術を受け継ぎ、

(6) 公益財団法人みずほ教育福祉財団「特別支援教育論文集—令和元年度特別支援教育研究助成事業—」は、全国の特別支援学校長を対象にしたアンケート調査である。

子供の実態に応じた授業の充実を図ることが重要であると考え。なかでも、視覚障がい教育の専門性が重要とされる自立活動の指導の充実が、前述のように将来の自立と社会参加のための資質・能力の育成につながると考える。

(5) 自立活動の指導

ア 自立活動の指導の基本

特別支援学校幼稚園部教育要領小学部・中学部学習指導要領（平成29年）において、自立活動の目標が示されている。

○特別支援学校幼稚園部教育要領小学部・中学部学習指導要領（平成29年）、p. 199より抜粋（第7章自立活動 第1目標）

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

自立活動の内容は、「健康の保持」、「心理的な安定」、「人間関係の形成」、「環境の把握」、「身体の動き」、「コミュニケーション」の6区分に、27項目が下記のとおり示されている。ここで示されている内容は、各教科等のように、そのすべてを取り扱うものではなく、一人一人の子供の実態に応じて、必要な項目を選定して取り扱うものであるとしている。子供の実態把握に基づいて、設定される目標を達成するために、必要な項目を選定し、それらを相互的におさえ、具体的な指導内容を設定する。特別支援学校教育要領・学習指導要領解説自立活動編（幼稚園・小学部・中学部）（平成30年）では、個別の指導計画の作成について、実態把握から具体的な指導内容の設定までの考え方が示されている。

○特別支援学校幼稚園部教育要領小学部・中学部学習指導要領（平成29年）、pp. 199-200より抜粋

1 健康の保持

- (1) 生活リズムや生活習慣の形成に関する事
- (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事
- (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事
- (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事
- (5) 健康状態の維持・改善に関する事

2 心理的な安定

- (1) 情緒の安定に関する事
- (2) 状況の理解と変化への対応に関する事
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事

3 人間関係の形成

- (1) 他者とのかかわりの基礎に関する事
- (2) 他者の意図や感情の理解に関する事
- (3) 自己の理解と行動の調整に関する事
- (4) 集団への参加の基礎に関する事

4 環境の把握

- (1) 保有する感覚の活用に関する事
- (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事
- (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事
- (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事
- (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事

5 身体の動き

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関する事
- (4) 身体の移動能力に関する事
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事

6 コミュニケーション

- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること
- (2) 言語の受容と表出に関すること
- (3) 言語の形成と活用に関すること
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること

イ 視覚障がいのある子供の自立活動の指導

特総研では、視覚障がいのある子供の自立活動の主な指導内容等について、下記のように挙げている。

○独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（2020）、『特別支援教育の基礎・基本 2020』、ジヤース教育新社、pp. 109-110 より抜粋

ア 健康の維持・改善と管理に関する内容

- ・自己の健康や障害の状態の理解
- ・健康状態の回復、再発の予防
- ・眼疾患に伴う視覚管理

イ 心理的な安定や意欲の向上に関する内容

- ・視覚障害に起因する心理的な不適応への対応
- ・視覚障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲

ウ 環境の把握と探索能力の向上に関する内容

- ・視覚的な認知能力の向上
- ・弱視レンズなどの視覚補助具の活用
- ・触覚や聴覚の活用
- ・触覚による観察の仕方
- ・ボディ・イメージや空間概念の形成
- ・地理的な概念の形成
- ・不十分な感覚情報からの予測と既にもっている情報を手掛かりとした次にくる情報の予測

エ 適切な姿勢や運動における動作の習得

- ・座位や立位の姿勢
- ・運動時における動作やバランスの調整
- ・運動における動作

オ 歩行能力の向上に関する内容

- ・歩行軌跡の表現と歩行地図の使用
- ・歩行の基本的技術
- ・白杖の活用（白杖を通して得た感覚情報を総合的なイメージにまとめて周囲の状況を理解する）
- ・歩行計画の作成

カ 作業能力の向上に関する内容

- ・手指の巧緻性や身体の敏捷性
- ・作業内容に応じた安全で能率的な姿勢
- ・各種道具の使い方
- ・平面や立体の構成
- ・作図
- ・作業工程と結果を予測した作業
- ・並行作業

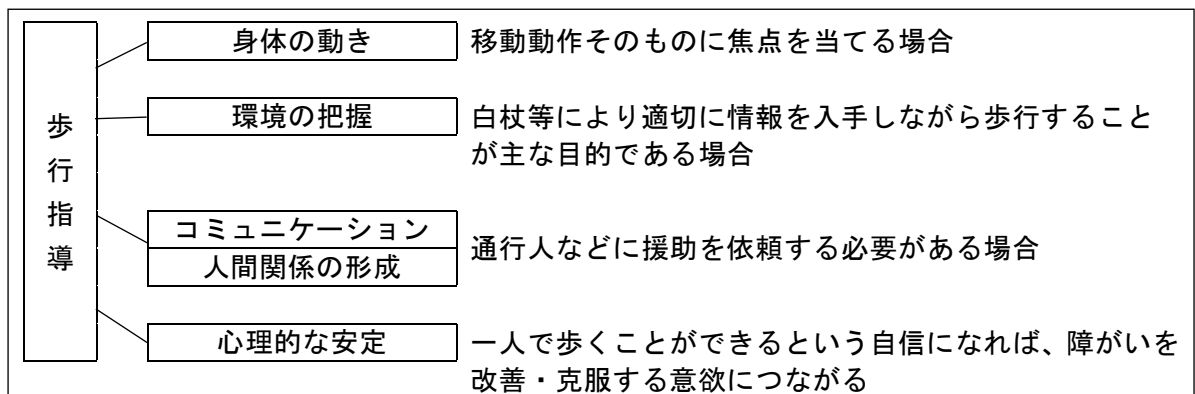
キ 日常生活技能の向上に関する内容

- ・食事、排泄、衣服の着脱、清潔の保持、持ち物の整理・整頓・管理、洗濯、掃除、買い物などの日常生活を適切に送るために必要な技能

ク コミュニケーション能力の向上に関する内容

- ・意志の相互伝達
- ・場に応じたコミュニケーションの仕方
- ・点字の初期指導及び中途視覚障害者に対する点字指導
- ・点字使用者に対する普通文字の指導
- ・コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段の活用

自立活動の個別の指導計画の作成においては、前述のように自立活動の内容6区分27項目から必要な項目を選定し、具体的な指導内容を設定、指導することとしている。特総研では、歩行指導について【図5】のとおり、一つの指導内容には、自立活動の内容6区分が相互的に関連していることを示している。また、指導目標や評価の観点を明確にするためにも、自立活動の内容6区分27項目のどこに関連しているか、確認しておく必要がある。



【図5】歩行指導の例

(独立行政法人国立特別支援教育総合研究所(2020)、『特別支援教育の基礎・基本2020』、ジアース教育新社、p.112を基に作成)

また、自立活動の個別の指導計画の作成に当たって、特別支援学校幼稚部教育要領小学部・中学部学習指導要領に各教科との関連についての配慮事項が述べられている。

○特別支援学校幼稚部教育要領小学部・中学部学習指導要領(平成29年)、p.201より抜粋
各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動と密接な関連を保つようにし、計画的、組織的に指導が行われるようにするものとする。

例えば、小学部の算数の学習で用具を使った作図の指導について、「特別支援学校(視覚障害)小学部点字教科書編集資料」⁽⁷⁾では、次のように具体的に示している。(下線筆者)

○特別支援学校(視覚障害)小学部点字教科書編集資料

算数 資料3 盲人用算数教具(6) 作図用具の活用

作図では、表面作図器(レーズライターセット)を用いる事が多い。したがって、事前の準備として作図課題のある学習に入る前には、ボールペン等の筆記具を用いて描画になじんでおくことが望まれる。自立活動と教科の関連性を高める工夫も考えられる。

これらのことから、視覚障がいのある子供の自立活動における指導は、実態把握から指導目標を明らかにし、自立活動の内容6区分27項目から必要な項目を選定し、具体的な指導内容を設定し、授業を行うことで、子供の成長が期待される。また、子供の実態に応じて、各

(7) 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課(令和2年)、『特別支援学校(視覚障害)小学部点字教科書編集資料』には、原典となる検定教科書に沿って編集した点字教科書について、各教科の編集した内容に加え、点字教科書取扱上の留意事項や点字の表記に関する指導事項、珠算編等が記載されている。算数の視覚障がい者用作図用具や、理科の実験の基本操作などは、弱視の子供に対しても、工夫して指導できる内容となっている。

教科の単元でどのような内容や題材を取り扱うのかを考慮した上で、年間指導計画の中に設定し、各教科とも関連づけながら授業の展開を図ることが必要であると考える。

(6) 本研究における「視覚障がい教育における教員の専門性」の捉え

特別支援学校幼稚部教育要領小学部・中学部学習指導要領（平成29年）では、以下のよう
に述べている。（下線筆者）

○特別支援学校幼稚部教育要領小学部・中学部学習指導要領（平成29年）p. 201より抜粋
自立活動の指導は、専門的な知識や技能を有する教師を中心として、全教師の協力の下
に効果的に行われるようにするものとする。

ここでいう、「専門的な知識や技能」を「視覚障がい教育における教員の専門性」と定義する。その専門的な知識を「視覚障がい教育理論」、専門的な技能を「授業実践」として位置付ける。この二つを併せもつことにより、教員の専門性が向上されると考える。さらに、視覚障がい理論と授業実践を、視覚障がい教育の視点から整理したものを「専門性の要素」と定義する。視覚障がい教育における教員の専門性のイメージは【図6】であり、ここでは仮として設定する⁽⁸⁾。

視覚障がい教育における教員の専門性		
専門的な知識		専門的な技能
視覚障がい教育理論		授業実践
眼疾患と視機能評価	専門性の要素	的確な概念形成と言葉の活用
視覚障がいのある子供の特性と配慮事項		点字の読み書きの系統的な指導
歩行指導の基本		普通文字の読み書きの系統的な指導
点字表記法と点字指導の基本		各教科の指導内容の精選等
弱視教育		学習用具の活用 (レーズライター、そろばん、感光器等)
早期教育		教材・教具の工夫(触覚教材、拡大教材等)
触察の指導の基本		視覚補助具の活用 (弱視レンズ、拡大読書器等)
進路指導(キャリア教育)と職業教育		歩行指導
視覚障がい者のスポーツ		ICTの活用
視覚障がい者の福祉		日常生活における運動や動作の指導

【図6】視覚障がい教育における教員の専門性のイメージ（仮）

(8) 仮として設定した専門性の要素についての参考文献等は、以下のとおりである。

- ・文部科学省（2018）、『特別支援学校幼稚部教育要領小学部・中学部学習指導要領（平成29年）』
- ・文部科学省（2019）、『特別支援学校学習指導要領解説各教科編（小学部・中学部）（平成30年）』
- ・文部科学省（2019）、『特別支援学校教育要領・学習指導要領解説自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）（平成30年）』
- ・文部科学省初等中等教育局特別支援教育課（2020）、『特別支援学校（視覚障害）小学部点字教科書編集資料』
- ・国立特別支援教育総合研究所（2020）、『特別支援教育の基礎・基本 2020』、ジアース教育新社
- ・香川邦生（2020）、『五訂版視覚障害教育に携わる方のために』、慶應義塾大学出版会

2 視覚障がい教育における教員の専門性の向上と指導の充実のための手立て

視覚支援学校における現状と課題から、視覚障がい教育における教員の専門性の要素を明らかにし、視覚障がいの専門的な視点を踏まえた授業実践を行い、これまで蓄積された教育実践を引き継ぐことが必要と考える。本研究では、視覚障がい教育の専門性の向上と指導の充実につなげる手立てとして、次の3点で研究を進める。

(1) 視覚障がい教育における教員の専門性に関する調査

所属校教員36名（幼小学部、中学部、高等部普通科の指導教諭、教諭、講師、非常勤講師）を対象に、視覚障がい教育において教員に必要な専門性について、質問紙法で調査する。仮として設定した「視覚障がい教育における教員の専門性」（【図6】p.10）を基に、教員の専門性の要素を明らかにし、整理する。調査内容は【表4】のとおりである。

【表4】質問紙の構成

フェイスシート	ア 視覚障がい教育通算経験年数 イ 特別支援学校教員免許状「視覚障害者に関する教育の領域」の有無
質問項目	ア 「専門的な知識」と位置づけた「視覚障がい教育理論」で、特に重要だと思う専門性の要素とその理由について イ 「専門的な技能」と位置づけた「授業実践」で、特に重要だと思う専門性の要素とその理由について ウ 自立活動の授業を行う上での悩みや感じた難しさについて エ 教員の専門性の向上と指導の充実のために今後、必要だと考えることについて

(2) 「自立活動指導資料（視覚障がい）」の作成

(1)の調査結果を受けて、指導資料の内容を構成し、試案を作成する。指導資料（試案）には、自立活動編に示されている視覚障がいの子供に対する具体的指導内容や留意点を整理するとともに、視覚障がい教育の専門的な視点を踏まえた授業づくりについて示す。

(3) 「自立活動指導資料（視覚障がい）」を活用した授業実践

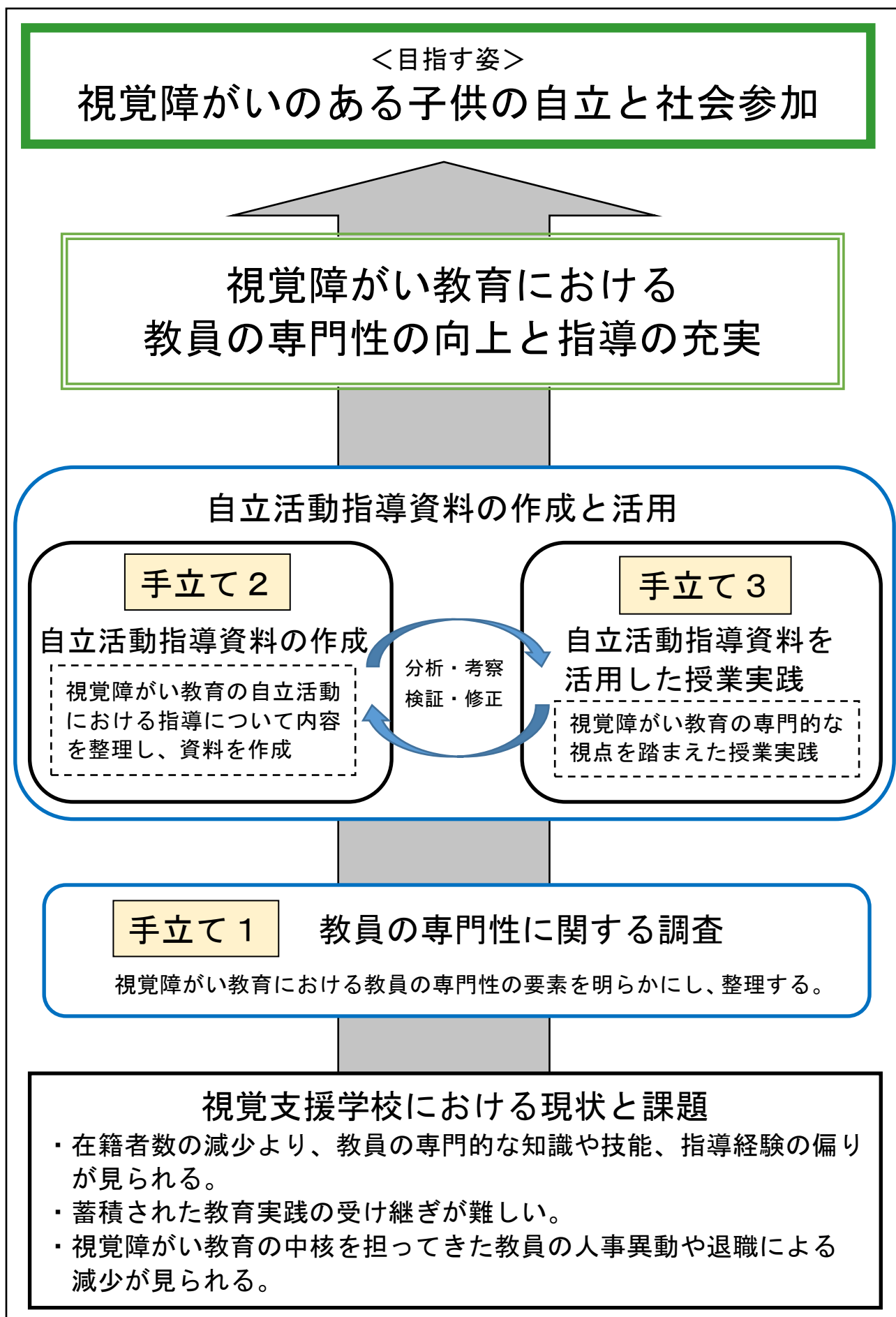
作成した指導資料（試案）は、視覚障がいのある子供への専門的な視点を踏まえた授業実践で活用し、その有用性について検証する。得られた意見や内容等を基に、指導資料の完成を目指す。

3 検証計画

視覚障がい教育における教員の専門性の向上と指導の充実に向けて、指導資料（試案）の作成と、それを活用した授業実践を通して、有効性について検証する。また、集約した意見を基に指導資料（試案）の修正を行う。検証の方法と内容は【表5】のとおりである。

【表5】検証の方法と内容

手立て	対象	方法	内容
指導資料（試案）を活用した授業実践	所属校教員 36名	質問紙法	ア 「点字表記法と指導の基本」は、授業で活用できるものであるかどうかとその理由について イ 「歩行」は、授業で活用できるものであるかどうかとその理由について ウ 「視覚障がい教育における授業づくりの視点」が、分かりやすく示され、授業に活用できるものであるかどうかとその理由について
指導資料の作成	所属校教員 36名	質問紙法	ア 指導資料全体を通した工夫点や改善点について イ 指導資料の今後の活用について



Ⅶ 研究実践・結果及び考察

1 視覚障がい教育における教員の専門性に関する調査

(1) 調査の目的

本県の視覚障がい教育における教員の専門性の向上と指導の充実に関する現状を調査し、専門性の要素を明らかにするとともに、得られた結果を指導資料（試案）の作成に反映させる。

(2) 調査対象

調査は、自立活動の指導に携わったことがある、又は携わっている教員（幼小学部、中学部、高等部普通科の指導教諭、教諭、講師、非常勤講師）36名を対象とした。回収率は100%であった。

(3) 調査方法及び調査内容

【表4】(p.11) で示したとおり、質問紙法による調査を実施した。

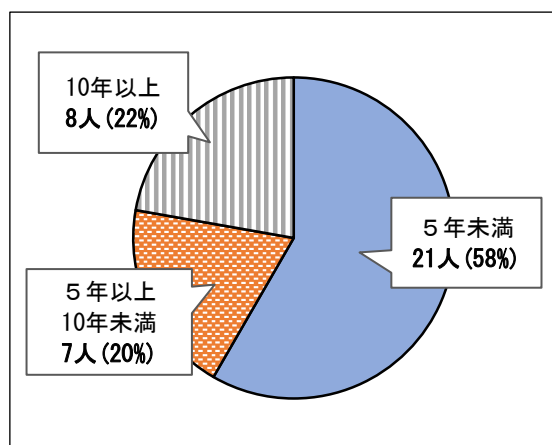
2 視覚障がい教育における教員の専門性に関する調査結果及び考察

(1) フェイスシート

ア 視覚障がい教育通算経験年数

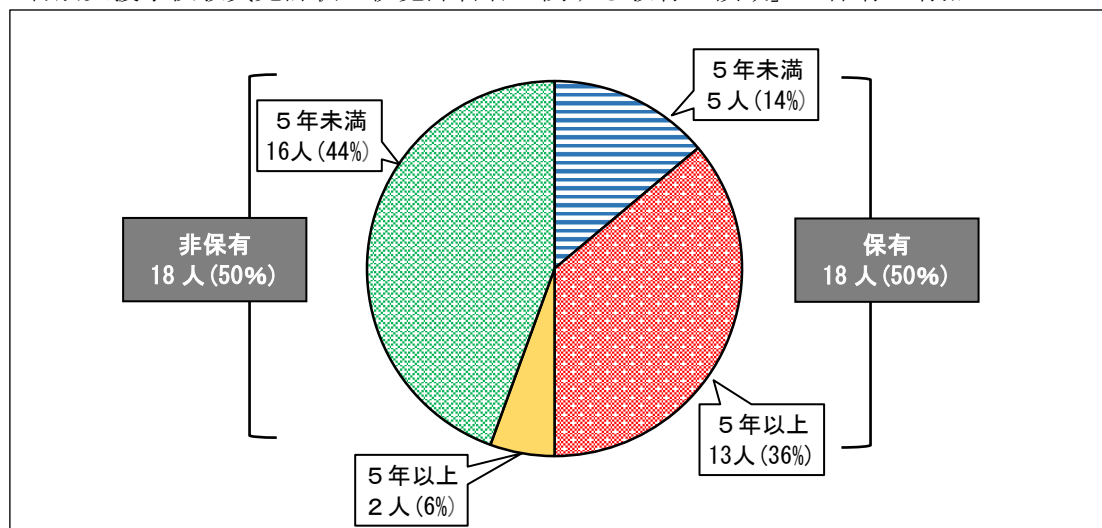
【図7】は、視覚障がい教育に携わった通算経験年数を、5年未満、5年以上～10年未満、10年以上に分類したものである。通算経験年数の平均は、5.3年であるが、5年未満の教員が全体の半数以上を占めている状況である。通算経験年数が10年以上である教員は、視覚支援学校の経験が2回目という教員が多い。

このことから、専門的な教育を必要とする視覚障がいのある子供に対して、5年未満の経験の教員が多く対応している状況である。よって、5年以上、または10年以上の経験のある教員から、これまで蓄積されてきた視覚障がい教育の専門的な指導技術を引き継ぐことが必要であると考えられる。



【図7】視覚障がい教育通算経験年数 (N=36)

イ 特別支援学校教員免許状「視覚障害者に関する教育の領域」の保有の有無



【図8】特別支援学校教員免許状「視覚障害者に関する教育の領域」保有状況 (N=36)

【図 8】(p. 13) は、特別支援学校教員免許状「視覚障害者に関する教育の領域」(以下、「免許状」という)の保有状況を示している。免許状を保有している教員は半数であり、保有率は50%である。視覚障がい教育通算経験年数のうち、5年未満の教員21名に対して免許状の有無との関連を見ると、保有している教員は5名のみであり、指導経験が5年未満でかつ、免許状を保有していない教員が全体の44%に及んでいる。

このような結果は、視覚障がい教育の専門的な指導が行われているかどうかの視点から考えると、視覚障がい教育に携わる上では、決して高い状況ではないと捉える。経験が5年未満でかつ、免許状も有していない教員が多いという状況の中、専門的な知識を学ぶとともに、経験のある教員から専門的な指導技術を受け継ぎながら、授業実践を積み重ねる必要があると考える。

(2) 質問項目

ア 「専門的な知識」と位置づけた「視覚障がい教育理論」について

「視覚障がい教育理論」の10項目に対して、特に重要だと思う順に三つ選び、その理由を自由記述で求めた。特に重要だと回答した人数を示したものが【表 6】である。ただし、選んだ要素が一つあるいは二つの回答、三つ以上の複数の回答があったものも有効とみなした。

【表 7】(p. 15) は、選んだ理由記述の結果である。

【表 6】「視覚障がい教育理論」の回答人数 (N=36) * 複数回答あり

視覚障がい教育理論		回答人数 (人)
1	視覚障がいのある子供の特性と配慮事項	24
2	歩行指導の基本	20
3	眼疾患と視機能評価	15
4	触察の指導の基本	14
5	点字表記法と点字指導の基本	9
6	進路指導 (キャリア教育) と職業教育	8
7	弱視教育	6
8	早期教育	6
9	視覚障がい者の福祉	4
10	視覚障がい者のスポーツ	1

【表7】「専門的な知識」として特に重要だと考える理由（N＝36）＊数字は同内容の数

1 視覚障がいのある子供の特性と配慮事項 ・全ての指導の基本（8） ・子供の一人一人の見え方（実態）が異なるため（7） ・「眼疾患と視機能評価」の知識も含め、おさえておくべき（4） ・子供の特性を理解しなければ、効果的な指導（支援）ができない（4） ・子供との信頼関係の構築
2 歩行指導の基本 ・将来の自立のために重要（10） ・生活の充実に結びつくもの（6） ・学習においても重要な要素（2） ・移動能力、空間能力を高めることで、移動に伴う様々な発見や経験ができる（2） ・子供の実態に即した、段階を踏んだ支援が必要 ・視覚障がい教育の特徴的な指導 ・子供の安全面等に関わるため欠かせない ・見えにくさゆえの危険を知っておくと、指導のポイントが分かる ・全部一人でできなければならないという考えは危険だが、移動方法を身に付けなければ、自立は難しい ・バスや電車など公共交通機関を利用できるようになるには、基本的な歩行が必要
3 眼疾患と視機能評価 ・子供の見え方を理解（実態把握）するために必要（10） ・視覚障がい教育に当たる上で必要な基礎知識（7） ・授業を構成していくための大事な要素（2）
4 触察の指導の基本 ・情報収集するための重要な手段（7） ・概念形成のために必要（4） ・正しい触り方で、様々な知識を得ることができる（4） ・弱視であっても触りながら観察することが大事 ・教材の選定や作成に当たる上で不可欠 ・生活上で重要
5 点字表記法と点字指導の基本 ・専門的な知識をもって、系統だった指導が必要（4） ・視覚障がい教育では、なくてはならない重要な指導内容（2） ・盲の子供にとって様々な情報を得るための非常に重要な学習（手段）（2） ・専門的な知識をもって、系統だった指導が必要（4） ・一生涯に関わる文字の処理能力や読書を保障するもの ・豊かな生活と学習活動の基盤として重要
6 進路指導（キャリア教育）と職業教育 ・働くために必要なこと、身に付けたい力の育成は、幼稚部、小学部、中学部、高等部の積み重ねが大事（3） ・全てにおいてゴールになる場所であるため、幼い頃より意識することが大切（2） ・自分の見え方をしっかり理解した上で、人生の設計や職業について考える必要がある ・進路先や就職先の幅をどう広げていくかがとても重要 ・自立と社会参加という最終目標を考えることが大切 ・卒業後を見通すことは、必要な技能、態度など教育の判断に大きく関わる
7 弱視教育 ・子供一人一人の見え方（視力、視野、混濁等）に対応し、保有する視力を生かす必要がある（4） ・点字使用者と比較して視認知が幅広い ・弱視学級の設置により、小中学校への支援要素が増加しているので、それに対する知識の蓄積が必要 ・実際、今関わっている子供が弱視だから

8 早期教育 ・早い時期に理解し、その子供に合わせた配慮が必要（２） ・学習の素地として大切 ・家族支援も含めたフォローが必要 ・早期から物、名前、概念の形成を図ることが大事 ・早い時期でのスタート程、効果が上がる
9 視覚障がい者の福祉 ・基本的な知識としておさえ、必要に応じて活用すべき（２） ・国や地方公共団体からどんな支援を受けられるか知っておけば、生活の向上につながる ・将来を見通した支援が必要
10 視覚障がい者のスポーツ ・運動の重要性を感じる。視覚障がい者に共通する苦手な動きも早い時期から慣れておくことができるのではないか（個人差、障がいのできる範囲が限られるが）

【表６】(p.14) からは、「専門的な知識」として「視覚障がいのある子供の特性と配慮事項」に対する回答が最も多かったことが明らかとなった。その理由として、「全ての指導の基本」、「子供の一人一人の見え方（実態）が異なるため」、「『眼疾患と視機能評価』の知識も含め、おさえおくべき」等が挙げられた。このことから、学校教育の全ての活動において視覚障がいのある子供の特性を理解することが基本かつ重要で、子供の実態に応じた配慮を踏まえた効果的な指導が必要であると考ええる。

次いで、回答人数が多かったのは、「歩行指導の基本」であった。「将来の自立のために重要」、「生活の充実に結びつくもの」等の理由から重要だという理由が挙げられた。視覚障がいのある子供への歩行指導は、周囲の環境の認知や公共交通期間の利用の仕方、時間や距離の感覚等、将来の充実した生活を送るために、幼少期から段階的な指導が重要であると考ええる。

３番目に回答人数が多かった「眼疾患と視機能評価」では、「子供の見え方を理解（実態把握）するために必要」、「視覚障がい教育に当たる上で必要な基礎知識」等の理由から、子供一人一人の見え方を理解するために、必要不可欠な基本的なものであり、「視覚障がいのある子供の特性と配慮事項」と切り離すことのできない専門性の重要な要素として捉える。

「触察の指導の基本」では、「情報収集するために重要な手段」、「正しい概念形成のために必要」等の理由から重要だという回答が得られた。触察は、視覚障がい教育の特徴的な指導で、視覚による情報を触ることで補い、確かな概念形成につながる重要な専門性の要素と捉える。

「点字表記法と指導の基本」では、「専門的な知識をもって、系統だった指導が必要」、「視覚障がい教育では、なくてはならない重要な指導内容」等の理由が挙げられた。点字も視覚障がい教育の特徴的なもので、専門的な知識がなければ指導を進めることができない。点字を導入する際の段階的な指導や各教科における点字表記等、点字に関する幅広い知識が必要でかつ、重要な専門性の要素として捉える。

「進路指導（キャリア教育）と職業教育」では、「幼稚部、小学部、中学部、高等部の積み重ねが大事」、「幼い頃より意識することが大切」の理由から重要だという回答を得ることができた。幼少期から進路指導がスタートすることを意識し、将来を見据えた指導の積み重ねが重要であると考ええる。

「弱視教育」では、「子供一人一人の見え方（視力、視野、混濁等）に対応し、保有する視力を生かす必要がある」、「点字使用者と比較して視認知が幅広い」等の理由から重要だという回答が得られた。同じ眼疾患であっても子供によって見え方が異なるため、実態に応じた

教材の提供や適切な時期に弱視レンズの処方が必要なことから、専門性の要素として重要であると考え。

「早期教育」では、「早い時期に理解し、その子供に合わせた配慮が必要」、「学習の素地として大切」等の理由から重要だという回答が得られた。視覚障がいのある乳幼児への適切な関わりや支援、保護者への対応が重要だと考える。

「視覚障がい者の福祉」と「視覚障がい者のスポーツ」については回答人数が少なかったが、「基本的な知識をもち、必要に応じて活用すべき」や「視覚障がいのある子供の運動の重要性を感じる」等の理由が挙げられた。視覚障がい者への福祉やスポーツは、他の専門性の要素に比べると対応する頻度や時期は異なるが、子供の生活や学習の幅を広げていくために必要な専門性の要素であると考え。

「視覚障がい教育理論」の10項目全体から見ると、回答人数に差が見られた。その理由として、現在所属する学部や担当している子供の実態、又はこれまでの指導経験等によって重要だと思う専門性の要素が異なるためであることが推測される。回答の中には「子供の実態に応じて専門性の要素が違う」という記述が挙げられたことから、視覚障がい教育に携わる上でどの専門性の要素も必要不可欠なものであると捉え、10項目全てを採用することとした。

他に考えられる専門性の要素としては、「ICTの活用」（2名回答）、「他機関と連携する力」、「教科における点字指導法」、「視覚障がいをもつ子供の学びの特徴の理解」という回答が挙げられた。「ICTの活用」については、視覚障がい教育に特化した基本的な知識をもち、指導に当たることが必要であると考え、「視覚障がい教育理論」の専門性の要素として取り入れることとした。また、他の三つの意見は、他の要素の内容に含まれると捉え、専門性の要素としては取り上げないこととした。

イ 「専門的な技能」と位置づけた「授業実践」について

「授業実践」の10項目に対して、特に重要だと思う順に三つ選び、その理由を自由記述で求めた。特に重要だと回答した人数を示したものが【表8】である。ただし、選んだ要素が一つあるいは二つの回答、三つ以上の複数の回答があったものも有効とみなした。【表9】(p. 18) は選んだ理由記述の結果である。

【表8】「授業実践」の回答人数（N=36）＊複数回答あり

授業実践		回答人数（人）
1	的確な概念形成と言葉の活用	20
2	教材・教具の工夫（触覚教材・拡大教材等）	18
3	ICTの活用	14
4	日常生活における運動や動作の指導	13
5	歩行指導	10
6	点字の読み書きの系統的な指導	9
7	各教科の指導内容の精選等	9
8	視覚補助具の活用（弱視レンズ、拡大読書器等）	8
9	普通文字の読み書きの系統的な指導	2
10	学習用具の活用（レーズライター、そろばん、感光器等）	1

【表 9】「専門的な技能」として特に重要だと考える理由（N＝36）＊数字は同内容の数

1 的確な概念形成と言葉の活用 ・最も基本で重要（6） ・各教科の目標達成のために不可欠（3） ・見えにくさによるイメージしにくい面を言葉で補うことが重要（3） ・具体物で表しにくいものをいかに分かりやすく教える工夫が必要（3） ・適切な概念形成は、将来社会に出た後も重要（2） ・言葉の獲得と概念形成は切り離せない（2） ・言葉の意味と使い方、適切な活用の仕方を身に付けるために必要（2） ・人間関係を築いていくために必要 ・幼少期から卒業までの一貫した指導が必要 ・子供の立場になって指導することが大切
2 教材・教具の工夫（触覚教材、拡大教材等） ・視覚からの情報を補うために必要（4） ・授業実践の成否に大きく関わる大切なもの（3） ・子供自身が分かる教材・教具が必要（3） ・学習内容の理解と定着のために必要（2） ・触ってイメージをふくらませるために必要（2） ・的確な概念形成と言葉の活用のために必要 ・他の障がいとは工夫の観点が違う ・点字使用の子供にも墨字使用の子供にも、実際に触る教材は確実に有効 ・見えない、見えにくくても学べる環境づくりが大切
3 ICTの活用 ・学習面や生活面において、視覚障がいを補うものとして有効な活用が期待できる（7） ・これからの時代、ICT等の様々な情報やその活用の指導が大いに必要となる（5） ・専門的な知識を必要とし、教え方についても専門性が必要（2） ・新しい情報に対応できるような技能が重要（2） ・情報収集や文書作成、理論性をもった学習活動に大切なツール ・盲、弱視にかかわらず必要
4 日常生活における運動や動作の指導 ・見よう見まねが難しいため、早い時期から身に付けるべきもの（3） ・生活動作の習得は、将来の自立に向けて必須（3） ・社会で生活していくために必要（3） ・学習全般を通して、運動や動作の指導は重要（2） ・歩行にも関わるが、自分で環境を把握して動けることが必要 ・運動や動作の指導は案外難しいと感じる
5 歩行指導 ・将来の自立に向けて重要（5） ・専門的な知識と併せ、適切な指導技術や場の設定の工夫が必要（2） ・自分で安全に移動できることは重要 ・生活の質に大きく影響するため
6 点字の読み書きの系統的な指導 ・系統的な指導が教科学習や生活能力につながる（2） ・視覚障がい者のための「文字」なので重要 ・墨字とは異なる習得過程を理解し、学習全体を通した指導が必要 ・導入段階にも細かなステップ、たくさんの専門的な要素がある。 ・視覚障がい教育に携わる以上、いつでも点字を指導したり、点字の文書を準備したりできる状態でありたい

7 各教科の指導内容の精選等 ・理解に時間を要するので、指導内容の精選は必須（7） ・子供の実態に応じた学習内容の精選が必要（2） ・教材・教具の工夫には、必ず教科の指導の専門性が必要
8 視覚補助具の活用（弱視レンズ、拡大読書器等） ・弱視の子供の負担軽減や残存視力の活用は学習意欲の増大につながる（2） ・自立に向けた取組が必要（2） ・視機能評価、選定の仕方、指導の仕方など、様々な専門的な要素がある（2） ・子供がもつ視機能をどのように活かすかを考えた上で指導を進めるため（2） ・「普通だったら」「見えたならば」を理解した上で、同じようにするための方法を知ることが必要
9 普通文字の読み書きの系統的な指導 ・幼稚部から必要 ・点字使用の子供であっても必要 ・ICT等の活用とセットで身に付けるべきもの
10 学習用具の活用（レーザライター、そろばん、感光器等） ・教科学習の中で、学習用具の活用は必須 ・学習用具の使い方の基本、系統的な指導が教員に求められる ・用具を活用することで感覚が豊かになる

【表8】(p.17) からは、「専門的な技能」として「的確な概念形成と言葉の活用」に対する回答が最も多かったことが明らかとなった。その理由として「最も基本で重要なもの」として挙げている教員が多く、「各教科の目標達成のために不可欠なもの」、「見えにくさによるイメージしにくい面を言葉で補うことが重要」等の理由が挙げられた。視覚障がいのある子供は言葉の意味を十分に理解しないまま、言葉だけで物事を捉えていること（バーバリズム）があるので、言葉と事物・事象を対応させ、適切な概念形成を図る指導が重要だと考える。

次いで、回答人数が多かったものが「教材・教具の工夫（触覚教材・拡大教材等）」であった。理由として、「視覚からの情報を補うために必要」、「授業実践の成否に大きく関わる大切なもの」、「子供自身が分かる教材・教具が必要」等が挙げられた。視覚障がいのある子供にとっての教材・教具は、的確な概念形成を図り、学習内容の理解を促すために重要であると考え。また、触察と深く関わることから、重要な要素であると考え。

3番目に回答人数が多かったものが、「ICTの活用」と「日常生活における運動や動作の指導」であった。「ICTの活用」では、「学習面や生活面において、視覚障がいを補うものとして有効な活用が期待できる」、「これからの時代、ICT等の様々な情報やその活用の指導が大いに必要となる」等の理由が挙げられた。視覚から情報を得ることが困難な子供にとってのICTは、障がいを補うためのツールとして期待できる。ICTの活用に関する最新の情報を得るとともに専門的な指導技術が求められ、重要性はますます高まると考える。

「日常生活における運動や動作の指導」を重要だと考える理由として、「見よう見まねが難しいため、早い時期から身に付けるべきもの」、「生活動作の習得は、将来の自立に向けて必須」等が挙げられた。日常生活を送るために必要な運動や動作は、早期から家庭との連携を図りながら一つ一つ丁寧に教える必要がある。将来の自立した生活を送るためには、視覚障がいによる運動や動作の困難さを克服することが重要であると考え。

「歩行指導」では、「将来の自立に向けて重要」、「専門的な知識と併せ、適切な指導技術や場の設定の工夫が必要」等の理由が挙げられた。視覚障がいのある子供への歩行指導は、将来の自立した生活のために専門的な知識を学ぶとともに、専門的な指導技術として重要な要素であると考え。

「点字の読み書きの系統的な指導」では、「系統的な指導が教科学習や生活能力につながる」、

「視覚障がい者のための『文字』なので重要」、「墨字とは異なる習得過程を理解し、学習全体を通した指導が必要」等、実際に点字指導に携わった教員から多く理由が挙げられた。点字を習得するための指導、点字を用いて学習する指導には、専門的な指導技術が必要であり、視覚障がい教育に携わる上で重要な専門性の要素であると考える。

「各教科の指導内容の精選等」では、「理解に時間を要するので、指導内容の精選は必須」、「教材・教具の工夫には、必ず教科指導の専門性が必要」という理由が挙げられた。小学部と中学部の教育課程には「準ずる」教育課程が編成されており、視覚障がいのある子供の特性を踏まえた指導内容の精選を行い、教員の専門的な指導技術が重要であると考える。

「視覚補助具の活用（弱視レンズ、拡大読書器等）」では、「弱視の子供の負担軽減や残存視力の活用は学習意欲の増大につながる」、「自立に向けた取組が必要」等の理由が挙げられた。子供の見え方は様々で、それに対応した視覚補助具の活動の指導を適切な時期に、適切な補助具を処方する専門的な指導技術が重要であると考える。

「普通文字の読み書きの系統的な指導」、「学習用具の活用」は、合計点が他よりも大幅に低かった。それは、子供の減少により実際に指導に携わった教員が少ないことや指導場面の機会が少ないことが理由として推測される。しかしながら、視覚障がいのある子供の普通文字の読み書きの習得や学習用具の活用のための指導は、特に小学部段階において学習の素地を育てる上で重要であると考える。

「授業実践」の10項目全体から見ると、「視覚障がい教育理論」と同様に回答人数に差が見られた。それは、現在担当している子供の実態やこれまでの指導経験等によって、選ぶ専門性の要素が異なるためであると推測される。回答の中には「子供の実態に応じて専門性の要素が違う」という記述もあった。よって、視覚障がい教育に携わる上では、どの専門性の要素も必要不可欠なものであると捉え10項目全てを採用することとした。

他に考えられる専門性の要素として挙げた「子供の実態に合わせた声かけや解説」は、学校生活全般に幅広く係る内容であるため、専門性の要素としては取り上げないが、具体的な内容を関連する項目に加えることとした。

専門的な視点をもった授業実践においては、それを支える確かな「専門的な知識」をもち、指導に当たることが、子供の着実な力の積み重ねにつながるものと考える。

ウ 自立活動の授業を行う上での悩みや感じた難しさについて

自立活動の授業を行う上で、どのような悩みや難しさを感じたことがあるかについて、自由記述で回答が得られた結果が【表10】である。調査対象の36名のうち33名が回答しており、ほとんどの教員が自立活動の授業に対して悩みや難しさを感じながら指導していることがうかがえる。また、専門的な知識や指導技術を要する場面での不安、指導内容への不安など、様々な不安を抱えながら授業を行っていることが分かる。

【表10】自立活動の授業を行う上での悩みや感じた難しさ（N=36）（自由記述）

* 数字は同内容の数

悩みや難しさ
・ 子供の実態把握と個別の指導計画の作成 （具体的な指導内容の設定、長期的な目標設定、評価基準）（11） ・ 弱視の子供の指導（見え方の理解、漢字指導、援助依頼、弱視レンズ）（3） ・ 触察の指導（3） ・ 歩行（雪道、白杖）の指導（2） ・ 教科の中の自立活動（2） ・ 日常生活の指導（食事、排泄）や体の動かし方（2） ・ 子供の知識、経験が乏しいため、情報量を補う授業づくり（2） ・ 人との関わり方 ・ 正しい概念形成（言葉選び、関連付け） ・ 情報機器の指導 ・ 保護者との共通理解 ・ 子供本人が必要と感じた上での指導（モチベーションの刺激）（2） ・ 子供の行動を先回りして、自分で考えて行動する機会や経験を奪っていないか ・ 指導者が考えるやり方や工夫と子供が求めているものとのギャップ
自由記述（一部抜粋）
・ 障がいの特性とも関わるので、常に「この指導でよいか」と自問自答しながら実践している。 ・ 「姿勢や運動動作に関すること」「歩行に関すること」など、専門的な知識や技能が必要な指導において、専門性が高い教師や外部専門家に力を借りたかった。 ・ 伸ばしたい力は考えられるが、そのための有効な手立てが赴任して1年、かつ免許なしという状態で考えることが難しかった。 ・ この子には何が必要なのか、それを達成するためのスモールステップとして、どのようなものが考えられるか、参考にできるものは何があるか、考えることが難しかった。

これらのことから、自立活動の授業を行う上で悩みや難しさ、不安を解消するための手立てを講じる必要があると考える。

エ 視覚障がい教育における教員の専門性の向上と指導の充実のために、今後、必要だと考えることについて

視覚障がい教育における教員の専門性の向上と指導の充実のために、今後、必要だと考えることについて、全員から回答を得ることができた。その記述内容の集計結果は、【表11】のとおりである。

【表11】視覚障がい教育における教員の専門性の向上と指導の充実のために、今後、必要だと考えること（N=36）（自由記述）＊数字は同内容の数

今後、必要だと考えること
・研究や研修の充実（8） ・授業の充実（7） ・ICTの活用（7） ・実践例や教材のデータベース化（4） ・校内の専門的な知識のある教員（人材）の活用（転勤の基準の緩和）（3） ・点字指導（3） ・専門性の引き継ぎ（3） ・歩行訓練士の資格取得（2） ・実践の共有（2） ・免許状の取得
自由記述（一部抜粋）
・視覚障がいのある子供の少人数化、多様化が進み、教員の異動サイクルが早まり、専門性が育ちにくい状況だ。例えば、盲の子供の担当にならなければ、点字に触れることもなく、点字楽譜も知らないことになる。一人では専門性を深めることや専門性の継承は難しい。 ・全員がスペシャリストになることは難しいと思うので、核となる人がいて、教わりにいけるようにするとよいと思う。 ・子供の数が減ってきているので、実践の交流をしていかないと専門性は高まらないと思う。 ・指導実践事例集（教材・教具の写真も載せて）と、教材の実物やデータが引き継がれていくとよいと思う。実現するためには「自立活動班」のような、プロジェクトチームがないと難しいと思う。 ・各教員のもっている専門性を引き継いでいくことが必要である。 （子供の人数が少ないために幅広い知識、専門性を蓄えることが難しいと感じている） ・校内で専門的な知識や技能のある教師の人材を活用し、専門性を共有したり、伝承したりする機会や体制をつくることが大切である。

これらのことから、多くの教員が視覚障がい教育に携わる上で教員の専門性の向上や指導の充実の必要性を感じていることが分かる。挙げられた理由を見ると、「研究や研修の充実」、「授業の充実」、「ICTの活用」、「実践例や教材のデータベース化」等の意見が多い反面、「一人では専門性を深めることや専門性の継承が難しい」、「『自立活動班』のようなプロジェクトチームがないと難しい」と、専門的な指導技術の継承は必要だが、その実行に難しさを感じている教員もいることが分かった。よって、専門的な知識を学ぶとともに、これまで受け継がれてきた指導技術を引き継ぐための手立てを講じる必要があると考える。

オ 調査結果からの考察

以上の調査結果から、視覚障がい教育における教員の専門性の向上と指導の充実につながるための手立てとして、視覚障がい教育の教員の専門性の要素を整理し、「自立活動指導資料(視覚障がい)」を作成することの必要性を裏付けることができた。また、指導資料に取り入れる有用な内容を得ることができた。指導資料へ反映させる内容は次のとおりである【表12】。

【表12】「自立活動指導資料(視覚障がい)」(試案)への反映

質問項目	指導資料に取り入れる内容
「専門的な知識」として位置付けた「視覚障がい教育理論」	・ 10 項目の専門性の要素を掲載する。 ・ ICTの活用に関する基本的な知識を専門性の要素として追加する。
「専門的な技能」として位置付けた「授業実践」	・ 10項目の専門性の要素を「専門的な知識」と関連付けて掲載する。
自立活動の授業の悩みや感じる難しさ	・ 視覚障がい教育における専門的な視点を踏まえた授業づくりについて示す。 ・ 子供の実態把握や個別の指導計画の作成について示す。 ・ 各教科と自立活動と関連付けた指導について示す。
今後、必要だと考えること	・ 具体的な実践例や教材・教具について紹介する。

3 「自立活動指導資料(視覚障がい)」(試案)の作成

(1) 視覚障がい教育における教員の専門性の要素の整理

専門性の要素について、調査の結果を受け、【図9】(p.24)のように再考し、整理し直した。専門性の要素を「専門的な知識」と「専門的な技能」の二つに明確に分けることは難しいが、ここでは、視覚障がい教育を全体から俯瞰して捉え、整理した。視覚障がい教育において重要とされる専門性の要素は、11項目の「視覚障がい教育理論」と、8項目の「授業実践」とし、各名称も見直した。変更点を以下、【表13】に示す。

【表13】「専門性の要素」の変更点

仮として設定した専門性の要素	調査結果を受けて整理した専門性の要素
① 「歩行の指導」が「専門的な知識」と「専門的な技能」に設定	① 歩行の指導には、幅広い専門的な知識が必要だと捉え、「専門的な知識」として整理。
② 「専門的な技能」に「ICTの活用」を設定	② ICTの活用には、視覚障がい教育の視点に立った専門的な知識を踏まえておく必要があると考え、「視覚障がい者のICT」を追加。
③ 専門性の要素が表に整理されていたので、それぞれが対応している印象	③ 「専門的な知識」の要素には、さまざまな「専門的な技能」の要素が関連しているという捉えから、専門性の要素を四角囲みで整理。

視覚障がい教育における教員の専門性	
専門的な知識	専門的な技能
視覚障がい教育理論	授業実践
眼疾患と視機能評価	的確な概念形成と言葉の活用
視覚障がいのある子供の特性と配慮事項	点字の読み書きの系統的な指導
触察	普通文字の系統的な指導
歩行	各教科の指導内容の精選等
点字表記法と点字指導の基本	学習用具の活用 (レズライター、そろばん、感光器等)
弱視教育	教材・教具の工夫 (触覚教材・拡大教材等)
早期教育	視覚補助具の活用 (弱視レンズ、拡大読書器等)
視覚障がい者のICT	ICTの活用
視覚障がい者のスポーツ	日常生活における運動や動作の指導
進路指導(キャリア教育)と職業教育	
視覚障がい者の福祉	

【図9】視覚障がい教育における教員の専門性の要素

(2)「自立活動指導資料（視覚障がい）」（試案）の構成及び内容

【図9】のように整理された視覚障がい教育の専門性の要素を基に、指導資料（試案）を作成する。構成と内容は次のとおりである。

ア 第1章「理論と指導に当たって～視覚障がいの子供の理解のために～」

【図9】に示した「専門的な知識」の中の11項目の専門性の要素である「視覚障がい教育理論」を基本に、「専門的な技能」の「授業実践」と関連付けながら作成した。例えば、「視覚障がいのある子供の特性と配慮事項」では、見えない・見えにくい子供の実態から必要とする指導として、「的確な概念形成と言葉の活用」や「各教科の指導内容の精選等」、「学習用具の活用」、「教材・教具の工夫」、「視覚補助具の活用」、「ICTの活用」、「日常生活における運動や動作の指導」を関連付けて示した。また併せて、11項目と自立活動の関連付けの具体的な例も示した。

イ 第2章「自立活動の指導～自立と社会参加を目指して～」

自立活動編で述べられている、視覚障がいのある子供への具体的指導内容や留意点を整理した。加えて、指導する上で踏まえておくべき専門的な知識を前章の該当するページで確認できるように記した。また、自立活動の内容の項目との関連付けた指導についても示した。

ウ 第3章「各教科の指導～小学部を中心に～」

小学部段階で行う各教科の留意点や系統的な指導、学習用具、教材等について示すとともに、自立活動との関連例を紹介した。

さらに、指導資料（試案）全体に対して、以下の視点をもって作成にあたった。

- ・授業づくりがイメージしやすいように、教材・教具の写真を紹介した。
- ・実際の指導場面のエピソードや、教員の思いなどをコラムとして掲載した。
- ・専門性をより深め、授業づくりで参考にできる文献等を紹介した。

4 「自立活動指導資料（視覚障がい）」（試案）を活用した授業実践の分析及び考察

作成した指導資料（試案）を活用した授業実践を通して、視覚障がいのある子供への専門的な視点を踏まえた指導であるか、教員の専門性の向上と指導の充実につながるものであるか検証する。また、授業実践の結果を基に、指導資料（試案）の修正と改善を図る。

（1）授業実践1「点字盤」

ア 対象児について

対象は小学部に在籍する盲児である。初めて体験する点字盤の学習を通して、点字盤への興味を引き出すとともに、手指の巧緻性や保有する感覚を活用する力を高められるよう指導を行った。

イ 題材名「点字盤を知ろう、体験しよう」

ウ 題材の指導計画（全4時間）

時間	月日	学習内容
1	9月28日(月)	点字盤の各名称を知る。
2	9月30日(水)	点字用紙の折り方やはさみ方を知り、書く準備をする。
3	10月5日(月)	点筆の持ち方を覚えて書く。
4	10月7日(水)	点字盤でいろいろな字を書く。

エ 題材の目標（選定された自立活動の内容6区分27項目は関連順）

- ・点字盤で書く体験を通して、その構造や使い方を知る

【環境の把握】（2）感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること

【身体の動き】（1）姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること

オ 授業の実際

授業実践は、ティーム・ティーチング形式で行った。T1は、視覚障がい教育に携わった経験が20年で免許状を保有している。これまで点字盤の指導に関わった教員がほとんどいない状況であったので、経験豊富なT1による実践を通して、専門的な指導技術を共有することでその受け継ぐ機会となると考えた。また、T2は、授業展開に応じて対象児の手本となったり、子供役で競争相手になったりした。指導資料（試案）の活用は、次のとおりである。

○第1章 理論と指導に当たって～視覚障がいのある子供の理解のために～

（5）点字表記法と指導の基本 pp. 24-39

○第2章 自立活動の指導～自立と社会参加を目指して～

（2）視覚障がいのある子供の自立活動 pp. 56-59

授業展開（【表14】p. 26）における指導資料（試案）の具体的な活用は、【資料1】（p. 27）及び【資料2】（p. 27）のとおりである。

【表14】授業展開 題材名「点字盤を知ろう、体験しよう」

時間	学習活動	指導上の留意点	「試案」の活用（活）及び 子供の様子（子）
1	○点字盤の利点を知る。 ○点字盤の部品の各名称を知る。 （板、定規、点筆、紙押さえ） ○点字用紙を折り、点字盤にはさみ、定規をはめる。	- 点字盤にはどのような利点があるか、これまでの様々な学習場面を想起できるよう発問する。 - 本児の手元に点字盤を提示し、触って確かめる時間を確保する。 - 紙押さえの針には気を付けるよう声がけをする。	（活①）【資料2】「点字盤・携帯用点字器による学習の意義」 （子）点字盤は携帯に便利であること、故障が少ないこと、書いている時の音が静かであることを知ることができた。 （活②）【資料1】授業づくりの視点③で点字盤に触る時間を十分に確保する。 （子）点字盤の大きさを確かめたり、定規を固定する穴に興味を示したりしていた。 （活③）【資料2】点字盤の構造 （活④）【資料2】点字盤・携帯用点字器の使い方の学習 （子）紙押さえには針があり、けがをするので注意することを知ることができた。
2	○点字用紙の折り方を知る。	- 指相撲で点字用紙を折る際に意識する指がイメージできるようにする。 - T2の手に本児の手を重ね、あるいは、T2が本児の手をとり、分かりやすい言葉で説明する。	（活⑤）【資料1】授業づくりの視点⑤言葉と事物・事象を対応した指導に留意する。 （活⑥）【資料2】点字用紙の挟み方 （子）指相撲を通して、意識する指をイメージすることができた。 （子）教師の手の上に両手を重ね、触ることで、点字用紙を折る際に意識する指をイメージし、折ることができた。
3	○1マスの大きさを意識して書く。	本児の背後から一緒に点筆を持ち、1マスの大きさを確かめる。	（活⑦）【資料2】1マスの書き方の基本に沿って書く。 （子）点筆の先で1マスの大きさと点の位置の知り、左手もガイドしながら書けるようになった。
4	○楽しく書いて読む。	- 点字の番号で指示する。 - T2と競争しながら、書く楽しさを味わえるような雰囲気づくりをする。 - T2はアイマスクを装着する。 - 本児が知っていること、好きなことなど、興味を引き出す言葉を多く用意する。 - 書く言葉は5マス以内にす	（活⑧）【資料2】単純な練習にならないように興味を引き出す言葉を用意し、ゲーム性のある活動を取り入れる。 （子）競争相手がいることで、意欲が高まった。答え合わせでは、T2より多く正解し、互いの言葉の間違いも面白かったようで笑顔が見られた。

【資料1】「視覚障がい教育における授業づくりの視点」(「自立活動指導資料(視覚障がい)」p. 59)

D

6 授業の展開

視覚に障がいのある子供への指導では、以下の視点を踏まえた授業の展開を図る必要があります。

＜視覚障がい教育における授業づくりの視点＞

- ①学習環境
 - ・子供の見え方(差明やコントラスト等)に配慮した学習環境であるか。
 - ・子供の動線に配慮し、安全な学習環境が整えられているか。
- ②学習プリント
 - ・子供が読みやすい(フォントや罫線等)学習プリント(点字用も含む)が用意されているか。
 - ・子供の実態に応じたファイリングの指導がなされているか。
- ③教材・教具
 - ・子供が触って分かる教材であるか。
 - ・教材を触察する時間を十分に確保しているか。
- ④発問や言葉かけ
 - ・子供の実態や発達段階に応じた適切な言葉を使っているか。
 - ・発問や言葉かけのタイミングや回数は適切であるか。
- ⑤留意点
 - ・板書は適切であるか。
 - ・言葉と事物・事象を対応させた指導に留意しているか。
 - ・核になる観察や体験を重視した指導内容であるか。
 - ・見通し(空間や時間の概念形成)をもった授業展開であるか。

【資料2】「点字盤・携帯用点字器による書きの指導」(「自立活動指導資料(視覚障がい)」pp. 34-36)

3 点字盤・携帯用点字器による書きの学習 『点字学習指導の手引(平成15年改訂版)』, pp. 174-178

(1) 点字盤・携帯用点字器による学習の意義

点字盤は、携帯に便利であること、故障が少ないこと、書いてあるときの音が静かであることなど優れた点があり、その有用性は、学習が進むにつれて高くなるので、適切な時期に点字盤による書きの指導を行う必要があります。

(2) 点字盤・携帯用点字器の特徴と指導の留意点

- ・書いたものを裏返して読むため、読みと書きでは点の位置が左右逆になります。書く場合は、右から左へ凹点を作っていく、読む場合は紙を裏返し、凸点を左から右へ触読します。
- ・点字盤の小さいマスに1点1点順を追って書いていくためには、手指の機能や巧緻性の発達が必要です。
- ・紙のセットの仕方や定規のずらし方、あるいは右手で書くときの左手のガイドの仕方などを正確に指導して、滑らかに動作ができるようにすることが重要です。

(3) 点字盤の構造

点字盤とは、木質部(プラスチック部)を主とした板の部分、定規、点筆の三つを指します。

活用①

(5) 点字盤・携帯用点字器の使い方の学習

＜点字盤・点字器の使い方の学習＞ 『点字学習指導の手引(平成15年改訂版)』, pp. 175-178

□ 点字盤の各名称を覚え、押さえ金の開閉の仕方、定規のはめ方と送り方を覚える。

留意点

- ・名称を覚える際に、それぞれの用具を正しい方法で持っているかを確認する。
- ・点字盤は、点字板、定規、点筆の三つの用具を合わせて使うもので、学習の初期の段階のうちに点字盤入れなどを使い、ひとまとめにしておく習慣をつける。
- ・押さえ金には二組の針が出ていますので、開けたままにしないでよく、開ける場合は、中央部を持つようにすることなどに注意する。
- ・定規を移動する場合は、定規の裏の突起部を点字板の溝に沿ってスライドさせ、溝の穴をとおさないように注意する。

□ 点字用紙を板の部分に挟み、定規を動かす。

留意点

- ・それぞれ、一通りの練習をしたならば、完全に習得できるまで練習を繰り返す必要はない。
- ・指導者が折って針穴をつけた点字用紙を用意するなどして、折り方、挟み方の一歩を補助してやり、点字盤による書きの指導を行う中で、点字用紙の折り方や挟み方、定規の移動の仕方などの習熟を図る。

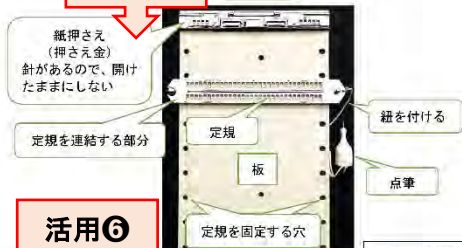
□ 点筆の持ち方、使い方が正しく理解できる。

留意点

- ・点筆の動きは、右から左になるが、読みの場合の手指の運動に慣れていないと、左から書き始めかねないので注意が必要である。
- ・点筆を垂直に点字用紙に当て、まっすぐに押し出さない点字の凸部分がちぎれたり、一部分が穴になったりして汚い点字になる。きれいな点字を書くように指導する。
- ・点筆を強く握り締めていると疲れやすいので、力の入れ方についても注意する。
- ・特に、低学年において、力がないために点筆が押し出せないような場合は、厚さの薄い点字用紙を用意するなどの配慮が必要である。

活用③

点字盤



活用⑥

＜点字用紙の挟み方＞

- ①点字用紙の端(上と左)を点字盤に沿って正確に当てる。
- ②点字盤からはみ出た右の部分をしっかりと折り目を付ける。もう片方の手は、用紙が動かないように押さえる。
- ③点字盤から用紙を外し、折り目に沿ってしっかりと折る。余白部分はファイリングの穴となる。
- ④用紙は折しろが右上向きのなるように置き、紙押さえの針に注意しながら挟む。
- ⑤定規は右側が開くようにして用紙に挟む。



活用③

(6) 点字盤・携帯用点字器による書きの基本練習

点字盤・携帯用点字器の扱いに慣れた後、点字を書く練習に入ります。六つの点を自由に書くことに慣れ、これまで覚えた点字を使った単語を書くなど、点字学習の意欲を喚起しましょう。

＜点字盤・携帯用点字器による書きの基本練習＞ 『点字学習指導の手引(平成15年改訂版)』, p. 178

□ 六つの点を自由に書く。

＜練習の例＞

(ア) ①③④⑥の点 ::	(エ) ②③⑤⑥の点 ::
(イ) ①②④⑤の点 ::	(オ) ②の点 ::
(ウ) ①②③④⑤⑥の点 ::	(カ) ②⑤の点 ::

留意点

- ・1マスの点字の書き順は、特に決まっていなくても、手の筋肉運動を考えて上から下へ、また右から左への動きを基本とする。習熟した書き手が自分なりに能率的な書き順を工夫することは、よいことであるが、初期の学習段階の児童の場合は、基本に沿うようにする。
- ・六つの点を書く練習の中で、「::」を書く競争をするなどして興味をもたせ、単純な練習にならないように配慮する。

- 27 -

カ 授業の振り返りと考察

本題材では、初めて体験する点字盤に興味をもち、書いたり読んだりすることを目的とした。初めは点字用紙のセットに時間を要したり、点筆を持って上手くマスに書けなかったりしていたが、継続した取組や授業展開の工夫により点字盤で書く面白さを体験することができた。

点字用紙の折り方では、指相撲を通して意識する指を伝えたり、教師が折る時の手に触れたりすることで、折り方のイメージができ、上手に折ることにつながった。本題材では、指相撲を取り上げたが、幼少期での遊びの経験とつなげることでイメージしやすく、その後のスムーズな学習につなげることができると考える。幼少期での様々な遊びの経験と、それを意図的に結び付けることの重要性を改めて感じた。

また、全4時間の授業の他、国語や登校後の朝学習、家庭学習など、自立活動の指導と関連付け、継続した取組を行うことで点字盤の使い方に慣れ、点字用紙の折り方やはさみ方、点筆の持ち方の定着につながったと考える。対象児にとっては初めての点字盤であったが、自立活動の時間で使い方のポイントに時間をかけて指導した。視覚障がいのある子供は、初めて体験することに時間を要するので、どのような内容にどの程度の時間をかけて指導するのか考慮して指導を行うことが重要であることを再認識した。

また本題材の最終では、点字を書く競争をし、競争相手がいることで意欲も高まった【図10】。互いの点字の答え合わせをする場面では楽しそうな表情も見られたことから、学び合いを意図的に設定することの重要性を感じた。子供の減少によりマンツーマンでの指導が多いので、教師も子供役となり、学び合う場面を取り入れた授業展開の工夫が必要であると考えた。加えて、疑似体験の重要性も感じた。実際にT2としてアイマスクを装着して点字盤で書いても、容易には書くことができなかった。教師がアイマスクやシミュレーションレンズを装着し、疑似体験することで、子供側の視点から授業を見ることができ、子供への声がけの仕方や見通しをもった授業展開、支援の在り方を探ることができると感じた。



【図10】点字を書く競争をしている様子

以上のように本実践で得られた内容は、【表15】のとおり、指導資料（試案）に追加する。

【表15】指導資料（試案）への追加内容及び方法

内容	方法
① 点字用紙の折り方のポイント	① 第1章「点字表記法と指導の基本」にコラムとして掲載する。＊指導資料 p. 39
② 意図的な学び合いの設定	② 第1章「視覚障がいのある子供の特性と配慮事項」に説明を加える。＊指導資料 p. 9
③ 疑似体験の重要性	③ 第1章「視覚障がいのある子供の特性と配慮事項」にコラムとして掲載する。＊指導資料 p. 9

(2) 授業実践2「歩行」

ア 対象児について

対象は小学部に在籍する弱視児である。中学部段階での単独通学に向けて、これまで経験した学習を土台にさらに経験の幅を広げたり、深めたりしながら、歩行への自信と意欲を高めるよう指導を行った。

イ 題材名「学校周辺を歩こう！」

ウ 題材の指導計画（全6時間）

時間	月日	学習内容
1	10月7日(水)	「学校周辺の地図を作ろう」 歩行計画を立てる。
2	10月13日(火)	「学校を基準にして周辺を歩こうⅠ」(Aコース) 危険箇所を確認して歩く。
3	10月15日(木)	「地図を確認して歩こうⅠ」(Aコース) 地図を確認して一人で歩く。
4	10月19日(月)	「学校を基準にして周辺を歩こうⅡ」(Bコース) 危険箇所を確認して歩く。
5	10月20日(火)	「地図を確認して歩こうⅡ」(Bコース) 地図を確認して一人で歩く。
6	10月22日(木)	「めざせ！ミッションクリア！」 指令を聞き、目的地まで歩く。

エ 題材の目標（選定された自立活動の内容6区分27項目は関連順）

(ア) 学校周辺道路の危険箇所が分かる。

【環境の把握】(1) 保有する感覚の活用に関すること

【心理的な安定】(1) 情緒の安定に関すること

(イ) 危険箇所やランドマークを意識しながら、目的地まで歩くことができる。

【環境の把握】(4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること

【身体の動き】(4) 身体の移動能力に関すること

【心理的な安定】(1) 情緒の安定に関すること

オ 授業の実際

授業実践は、ティーム・ティーチング形式で行った。T1は、視覚障がい教育に携わった経験が20年で免許状を保有している。弱視の子供に対する歩行指導の経験が豊富なT1による実践を通して、専門的な指導技術を共有することでその受け継ぐ機会となると考えた。T2は対象児の後方を歩き、子供の安全を確保するとともに、歩行の様子をiPadで撮影し、学習のまとめでフィードバックできるようにした。また、T1とT2の間を対象児が歩くという指導体制を組むことで、主観に偏らない評価につながると考えた。活用する指導資料（試案）は、以下のとおりである。

- 第1章 理論と指導に当たって～視覚障がいのある子供の理解のために～
(4) 歩行 pp. 14-23

○第2章 自立活動の指導～自立と社会参加を目指して～
(2) 視覚障がいのある子供の自立活動 pp. 56-59

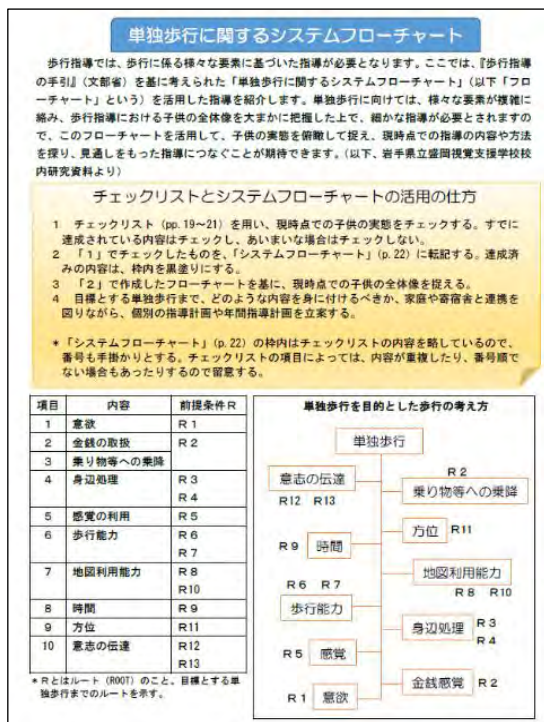
授業計画を立案するにあたり、まず【資料3】(p. 30)の「単独歩行に関するシステムフローチャート」(以下、「フローチャート」という)を活用した対象児の実態把握を行った。フローチャートとは、単独歩行という目標のために必要な内容をチェックし、子供の全体像を捉えるものである。本題材では【資料4】(p. 31)のように対象児の実態を把握し、指導目標と指導計画を立案した。授業展開(【表16】pp. 32-33)における指導資料(試案)の具体的な

活用は、【資料5】(p.33) 及び【資料6】(p.33) のとおりである。

【資料3】「単独歩行に関するシステムフローチャート」(一部抜粋)と活用の流れ
(「自立活動指導資料(視覚障がい)」pp.18-22)

① 「単独歩行に関するシステムフローチャート」の活用の仕方を知る。

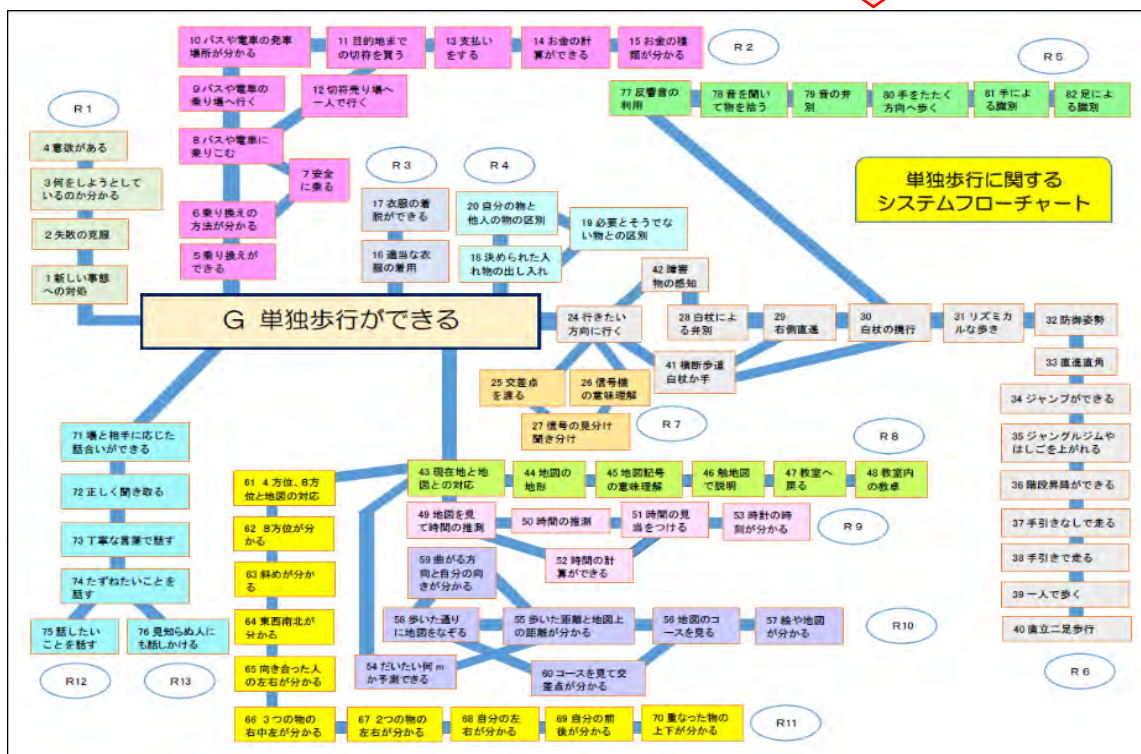
② チェックリストを用い、子供の
実態をチェックする。



<チェックリスト>

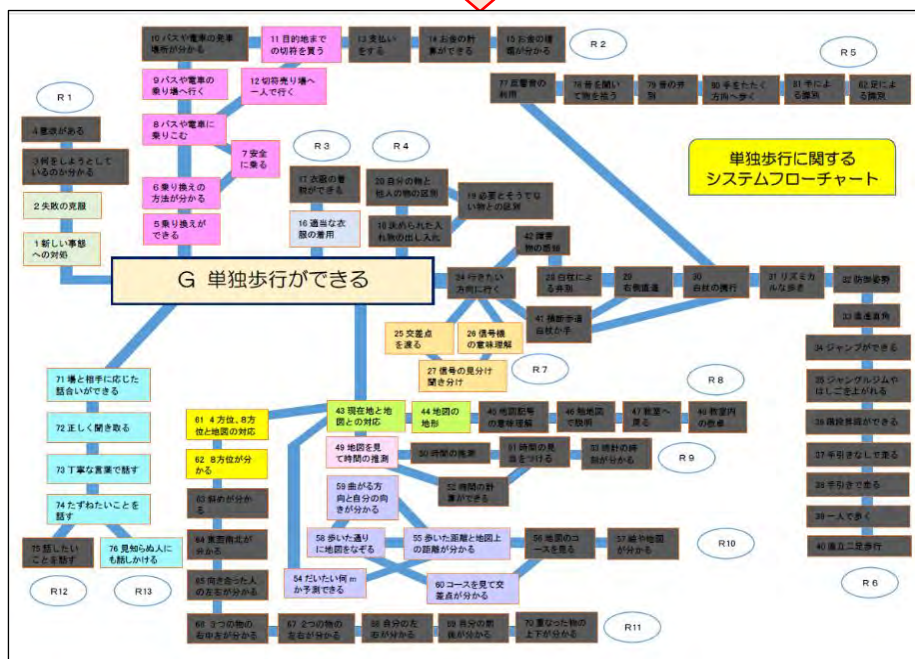
項目	内容	R番号
意欲	4 やってみたいという意欲がある。	R 1
	3 自分が今、何をしようとしているのか、何をしているのか分かる。	
	2 失敗してもそれを克服してこうとする。	
	1 今までの経験を生かして、新しい事態に対処して行ける。	
金銭の取扱い	15 お金の種類が分かる。	R 2
	14 お金の計算ができる。	
	13 必要なだけのお金を出して支払いができる。	
	12 切符売り場へ一人で行く。	
	11 目的地までの切符を買うことができる。	
	10 目的地のバスや電車の発着場所が分かる。	
乗り物等への乗降	10 目的地のバスや電車の発着場所が分かる。	R 3
	9 目的地のバスや電車の乗り場へ行ける。	
	8 目的地のバスや電車で乗りこむことができる。	
	7 安全な方法で乗っている。	
	6 乗り換えたりする方法が分かる。	
	5 乗り物を乗り換えることができる。	
身辺処理	17 一人で衣服の着脱ができる。	R 4
	16 季節や目的を考えて、適当な衣服を着用できる。	
	20 自分の物と他人の物との区別ができる。	
	19 必要な物とそうでない物と区別ができる。	
感覚の利用	18 決められた入れ物に物を入れたり出したりできる。	R 5
	82 目で材質を識別できる。(土、コンクリート等)	
	81 手で材質を識別できる。(木、金属等)	
	80 手をたたくとその方向へ歩いていく。	
	79 近づくと音と遠くで音の判別ができる。	
	78 音を利用して落としたり拾ったりできる。	
	77 反響音を利用して前に壁があることが分かる。	
	30 白杖を操縦して歩ける。	

③ チェックした項目を転記する。
達成済みは黒塗りにする。



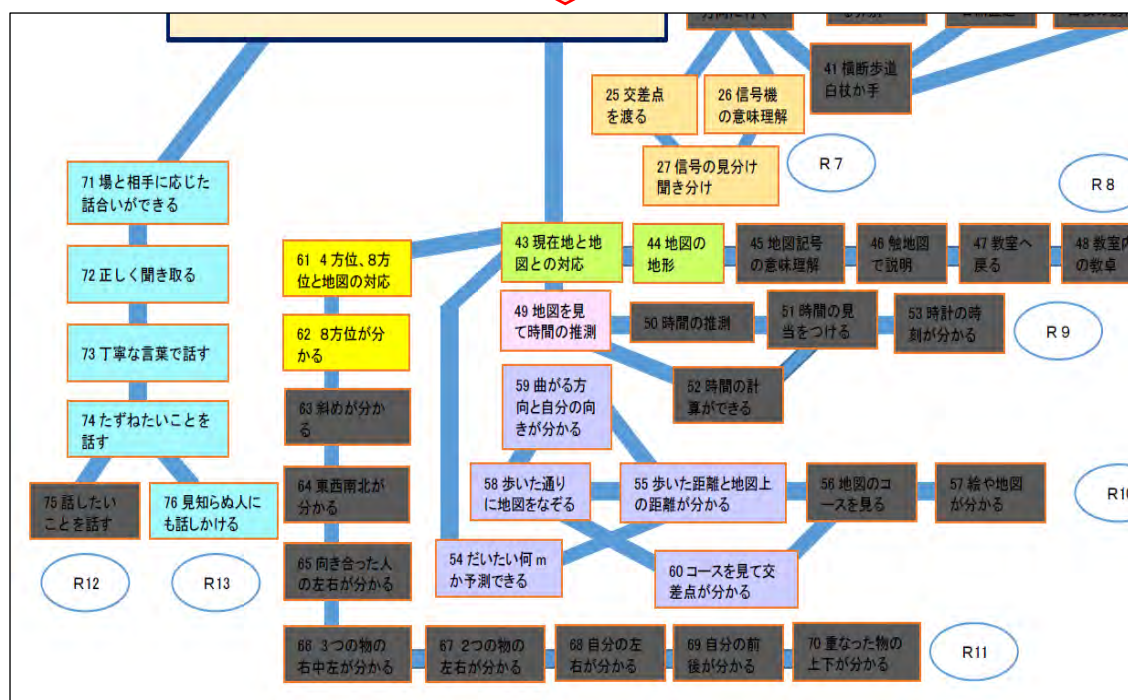
【資料4】「単独歩行に関するシステムフローチャート」の活用例

① 作成したシステムフローチャートから、子供の全体像を把握する。



② 目標達成のために必要な内容が多くみられるものは、「乗り物等への乗降」「地図利用能力」「意志の伝達」という捉えができる。

③ ②を受け、家庭や寄宿舎からの情報も参考に指導目標や指導計画を立案する。本題材では「地図利用能力」の内容を基に、指導目標と指導計画を作成した。(該当箇所を抜粋)



【表16】授業展開 題材名「学校周辺を歩こう！」

時間	学習活動	指導上の留意点	「試案」の活用（活）及び 子供の様子（子）
1	○歩行計画をたてる。 ・一人で通学するために必要なことを考える。 ・公共交通機関の利用について考える。 ・学校や寄宿舍周辺の建物や道路の構造などを思い出し、地図に書き込む。	・学校周辺の建物や道路の構造について、知っていることを引き出す。 ・これまでの経験から、一人で歩くために必要なこと、また不安なことなど考えを引き出す。 ・扱いやすい地図を用意する。	（活①）【資料6】歩行の指導の手順の「学校近隣の住宅街の歩行」を基に歩行の計画を立てる。 （子）これまで歩いたことのある道路であるため、自信がある様子だった。 （活②）【資料6】地図の活用 （子）知っている道路や大きな建物を書き込んでいたが、正確に捉えていない箇所もあった。  【図11】地図に書き込む様子
2 ・ 3 ・ 4 ・ 5	○学校周辺を歩く。	・本児の斜め後方の位置で手を伸ばせばすぐに制止できる距離を歩き、安全確保に留意する。 ・本児への声かけは必要最低限にする。 ・作成した地図を用い、歩く道順を一緒に確かめる。（2・4時間）	（活③）【資料5】授業づくりの視点④発問や声かけのタイミングや回数は適切だったか。 （子）声かけは必要最低限であったので、集中して歩くことができた。 （活④）【資料6】地図の活用 （子）自分で作成した地図で危険箇所や現在地を確認していた。  【図12】地図で確認している様子

6	○買い物をし、目的 地まで歩く。	・歩く道順を色分けして示した地図を用意する。 ・本児への声かけは必要最低限にする。	(活⑤)【資料6】地図の利用 (活⑥)【資料5】授業づくりの視点④発問や声かけのタイミングや回数は適切だったか。 (子) これまで歩いた道順と本時で歩く道順を地図で確かめることができた。途中、スーパーマーケットで好きな飲み物を買ひ、T1が待つ目的地まで一人で歩くことができた。
---	---------------------	--	---

【資料5】「視覚障がい教育における授業づくりの視点」(「自立活動指導資料(視覚障がい)」p. 59)

D

6 授業の展開

視覚に障がいのある子供への指導では、以下の視点を踏まえた授業の展開を図る必要があります。

＜視覚障がい教育における授業づくりの視点＞

- ①学習環境
 - ・子供の見え方(差明やコントラスト等)に配慮した学習環境であるか。
 - ・子供の動線に配慮し、安全な学習環境が整えられているか。
- ②学習プリント
 - ・子供が読みやすい(フォントや罫線等)学習プリント(点字用も含む)が用意されているか。
 - ・子供の実態に応じたファイリングの指導がなされているか。
- ③教材・教具
 - ・子供が触って分かる教材であるか。
 - ・教材を触察する時間を十分に確保しているか。
- ④発問や言葉かけ
 - ・子供の実態や発達段階に応じた適切な言葉を使っているか。
 - ・発問や言葉かけのタイミングや回数は適切であるか。
- ⑤留意点
 - ・板書は適切であるか。
 - ・言葉と事物・事象を対応させた指導に留意しているか。
 - ・核になる観察や体験を重視した指導内容であるか。
 - ・見通し(空間や時間の概念形成)をもった授業展開であるか。

活用③⑥

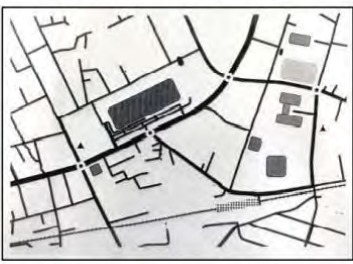
【資料6】「歩行」(「自立活動指導資料(視覚障がい)」p. 16)

歩行学習指導の順序の例として、右のような手順が挙げられます。右の例を参考に、歩行指導における自立活動の内容6区分27項目との関連付けた指導を進めましょう。

また、目的地まで歩くためには、地図を活用した学習も重要です。目的地までのルートやランドマーク(目印、手がかり)を知り、メンタルマップ(頭の中の地図)を描き、歩きます。歩行指導で活用する地図は、子供の実態に応じて、模型や触地図などの教材・教具の工夫が必要です。

活用②④⑤

立体コピー機で作成した触地図



活用①

建物の高低差が触って分かる触地図



(ア) 手引き歩行(介添歩行)

(イ) 室内移動時の伝い歩き

(ウ) 白杖の導入と操作法

(エ) 学校近隣の住宅街の歩行

(オ) 交通機関の利用

(カ) 混雑時の歩行と援助依頼

(キ) 単独通学などの応用歩行

「歩行指導の手順」

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所(2020年)、『特別支援教育の基礎・基本2020』、p. 113より抜粋

カ 授業の振り返りと考察

本題材では、対象児の「一人で家に帰りたい」という意欲から、中学部段階での単独通学に向けて、これまでの経験を基にした学校周辺の歩行を通して、歩くことへの自信と意欲を高めることを目的とした。自分が作成した地図を用いながら、最初は学校周辺の危険箇所を教師と一緒に確認し、次の時間は一人で歩くという活動を二つのコースで行った。これまで歩いたことのある道路で歩行計画を立てたので、対象児にとって取り組みやすい活動内容だった。単独通学という目標を目指して、着実な歩行の経験の積み重ねと自信につながるよう、長期的な視点をもった指導目標や指導計画の土台ができたと考える。

またフローチャートを用いた実態把握では、対象児の全体像を捉えることができた。しかし、母親の聞き取りから登校時に歩いている道順を口頭で確認したが、学校周辺は路地が多く、その情報を正確に捉えることができなかったのも、一緒に地図を見ながら、情報を共有することが重要だと感じた。学校で行っている交通安全教室や校外学習、寄宿舎での活動、家庭での様子など、歩いたことのある道路を地図で確認することで、着実な歩行経験の積み重ねと、経験の広がりや考慮した指導計画の立案につながると感じた。

さらに本題材では、対象児の「一人で家に帰りたい」という高いモチベーションが学習への意欲につながったことから、目的意識をもつことの重要性を再認識した。今後は、そのモチベーションを維持した計画的な歩行指導が必要であると考え。そのためには、本題材で用いた地図や、家庭と寄宿舎で情報を共有した地図に加え、「歩行の指導の記録」【資料7】が役立てられると考える。同じ指導目標であっても、子供に応じた指導が必要であるため、どのような指導を行ったのか記録し、次の指導につなげることが重要であり、個別の指導計画に併せて、歩行指導の記録をファイリングし、積み重ねていくことで、段階的な指導が期待できると考える。

以上のように本実践で得られた内容は、【表17】のとおり指導資料（試案）に追加する。

【資料7】「歩行指導の記録」

（「自立活動指導資料（視覚障がい）」p.23）

学部・学年・氏名				部	年	氏名
歩行指導の記録 この記録用紙は、系統的な歩行指導のために活用することを目的としています。年度末には記録をまとめ、整理し、次年度への指導につなげましょう。						
指導者						
○個別の指導計画	<長期目標>		<評価>			
個別の指導計画 から転記	<短期目標>		<評価>			
○指導期間・指導時間						
○ルート						
○指導の記録		白杖（あり なし） *○で囲む ・公共交通機関の利用 ・指導の重点 など				
○教材・教具 (触地図や模型など) *写真及び説明		・地図はルートが分かるように説明を付す ・歩行の様子を記録する				
○歩行の様子の写真						
○次年度へ						

【表17】指導資料（試案）への追加内容及び方法

内容	方法
① 地図を用いた共通理解	① 第1章「歩行」の指導の進め方の中に説明を加える。＊指導資料 p. 16
② 目的意識をもった歩行指導	② 第1章「歩行」の指導の進め方の中に説明を加える。＊指導資料 p. 16

5 「自立活動指導資料（視覚障がい）」（試案）に関する調査結果の分析及び考察

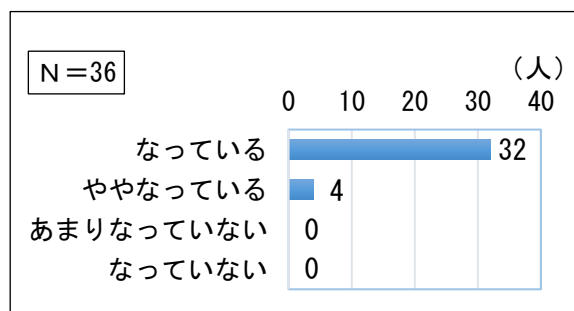
視覚障がい教育における教員の専門性の向上と指導の充実を図るための手立てとして作成した指導資料（試案）を活用した授業実践後に、所属校教員（研究の手立て1の調査対象に同じ）に対してその有効性を質問紙法で調査を行った。質問紙の回収率は100%であり、調査結果は、以下のとおりである。

（1）「自立活動指導資料（視覚障がい）」（試案）を活用した授業実践

点字盤と歩行の授業実践を通して、指導資料（試案）が授業に活用できるものであるかどうか、その有効性について4件法と併せて選んだ理由を自由記述で求めた。

ア 点字盤の授業実践で活用した「自立活動指導資料（視覚障がい）」（試案）の「第1章理論と指導に当たって～視覚障がいのある子供の理解のために～（5）点字表記法と指導の基本」について

【図13】は、作成した指導資料（試案）が視覚障がい教育の視点や内容等が分かりやすく示され、授業で活用できるものになっているかどうかについての回答状況である。36名中32名が「なっている」、4名が「ややなっている」とあった。「なっている」と回答した理由は、次のとおりである。



【図13】「点字表記法と指導の基本」の有効性

* 数字は同内容の数

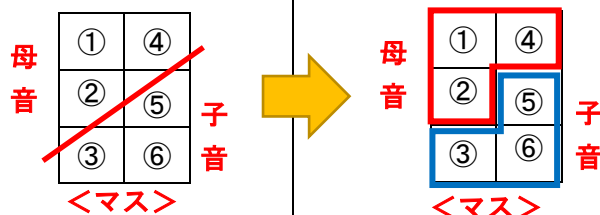
- ・初めて視覚障がい教育に携わる教員が読んでも分かりやすい。(8)
- ・初期段階のチェックリストが分かりやすい。(5)
- ・指導のポイントが分かりやすく表記されている。(4)
- ・基本的なことが書いてあり、分かりやすい。(3)
- ・まんべんなく整理されている。(3)
- ・複数の本（手引き）の大切なところが必要な場所に引用されていて分かりやすい。(探す手間がなく、準備がスピードアップ！)(2)
- ・順序立てた項目になっている。(2)
- ・初めて点字盤に触れる子供に指導できる内容となっている。(2)
- ・点字盤の名称や用紙のはさみ方が丁寧に書かれていてよい。
- ・点字タイプライタについて要点がまとまっているものは少ないので役立つ。
- ・読み書きの速さの表は、子供の実態を把握するのに役立つ。
- ・子供がつまずきやすい点（特に配慮すべき点）が確認できる。
- ・学年や学部が上がった子供を指導する際にも、基礎としてどのようなことを指導されてきたのか知ることができる。
- ・姿勢についての記載もあって、当たり前のことであるが、改めて意識して授業できると思う。
- ・文章や表現が平易でよい。
- ・写真が添えられていて、分かりやすい。
- ・バイブル的な役割を果たしている。

以上のような理由が挙げられたことから、「点字表記法と指導の基本」については概ね有効であったと考える。

また、得られた回答から改善点や工夫点を集約したものが【表18】(p. 36)である。

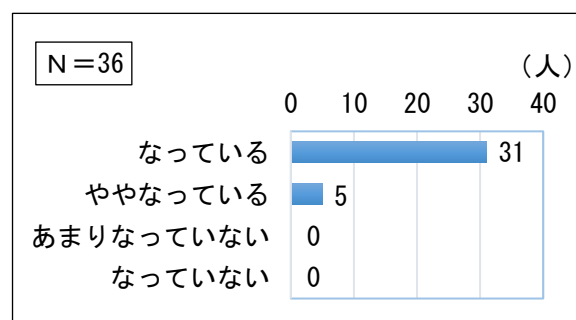
【表18】「点字表記法と指導の基本」の改善・工夫を要する点

回答からの意見	改善点・工夫点
① 読み、書き、タイプライタ、点字盤などがそれぞれ学ぶ順（一般的なもの）があると全体像がつかみやすい。	① 指導資料にそれぞれの指導の要点が示しているので、子供の実態に応じて工夫して指導をする内容を書き加える。
② 実践編のような一覧になっているものがあれば、すぐに使える。	② 実践編はとても指導に役立てられると考える。どのように実践集を取りまとめていくのか検討を進めていく。
③ 点筆の持ち方のよい例、悪い例が写真で載っていると分かりやすい。	③ 点筆を垂直にして書く様子の写真を掲載する。
④ 点字のマス構成を斜線より枠線の方が分かりやすい。	④ 母音と子音が分かりやすいように色分けした枠線で示す。



イ 歩行の授業実践で活用した「自立活動指導資料（視覚障がい）」（試案）の「第1章理論と指導に当たって～視覚障がいのある子供の理解のために～（4）歩行」について

【図14】は、作成した指導資料（試案）が視覚障がい教育の視点や内容等が分かりやすく示され、授業で活用できるものになっているかどうかについての回答状況である。36名中31名が「なっている」、5名が「ややなっている」とあった。「なっている」と回答した理由は、次のとおりである。



【図14】「歩行」の有効性

*数字は同内容の数

- ・チェックリストとフローチャートは分かりやすく、指導に生かせるものになっている。(17)
- ・歩行指導の段階が分かるフローチャートが子供を客観的に見るととてもよい資料になっている。(3)
- ・視覚支援学校1年目の先生は分かりやすく、使える内容である。(2)
- ・歩行指導の記録も活用したい。(2)
- ・実際に使用してみたいと感じた。(2)
- ・歩行指導に関わる知識がコンパクトにまとまっている。(2)
- ・地図の活用にも触れている。
- ・単独歩行ができるようになるまでのプロセスが記されているので、指導する時の手がかりとなる。
- ・自分がこの先、どのように指導していけばよいかイメージできた。
- ・視覚障がい者への歩行指導の意義から段階的な指導方法まで細かく示されていて、とても参考になった。
- ・文献があり助かる。

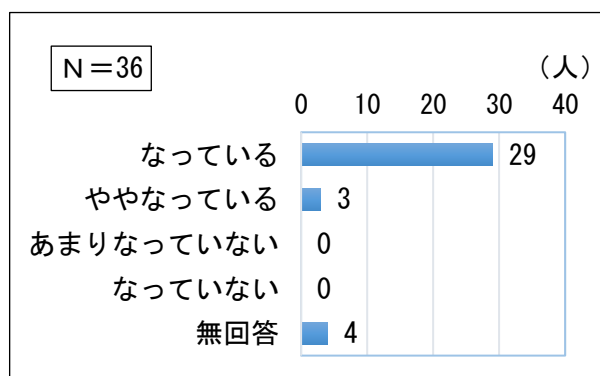
このような理由が挙げられたことから、「歩行」については概ね有効であったと考える。また、得られた回答から改善点や工夫点を集約したものが【表19】である。

【表19】「歩行」の改善・工夫を要する点

回答からの意見	改善点・工夫点
① 全盲の子供に対して、白杖指導基礎編を充実させたい。	① 白杖の指導は細かなステップあり、専門的な内容が幅広く、内容も吟味する必要があるので検討を進めていく。
② フローチャート（「指導資料（試案）」p. 18-22）があることで、必要な項目とそれぞれを身に付ける順は分かるが、その子供にとって横断的に並び替える必要がある。	② フローチャートは、子供の実態把握を指導内容の手がかりとして活用できるもので、子供によっては指導内容を工夫する必要がある。歩行指導は段階的、系統的な指導が重要であるので、指導内容を記録し、連続性のある指導につなげたいと考える。フローチャートと歩行指導の記録について補足説明を加える。

ウ 点字盤と歩行の授業実践で活用した「自立活動指導資料（視覚障がい）」（試案）の「第2章自立活動の指導～自立と社会参加を目指して～（2）視覚障がいのある子供の自立活動」について

【図15】は、作成した指導資料（試案）が視覚障がい教育の授業づくりの視点が分かりやすく示され、授業で活用できるものになっているかどうかについての回答状況である。36名中29名が「なっている」、3名が「ややなっている」とあった。「なっている」と回答した理由は次のとおりである。



【図15】「視覚障がいのある子供の指導」の有効性

* 数字は同内容の数

- ・自立活動の区分ごとに指導内容が書かれているので参考にしやすい。(9)
- ・指導実践例もあり、分かりやすい。(2)
- ・手順が明確であり、なおかつポイントも示されていて、すぐに活用できる内容である。(2)
- ・自立活動のよりどころが第1章と関連付けて示されている。
- ・学習指導要領の6区分の中身を視覚障がいに特化して解説してくれているところがすごく助かる。
- ・学習指導要領の読むべき箇所が分かりやすくまとまっている。
- ・視覚障がいのある子供にどんな困難さがあるのか、その際どのような指導、支援をしたらよいか書いてあり、分かりやすい。
- ・視覚障がい教育における視点が明確に表記されていて、授業づくりにとても役立つ。
- ・具体例や観点なども記されており、参考にしやすい点が多い。
- ・指導の目標を立てたり、評価したりする時、役立つ。
- ・支援学級や通常学級の先生も理解しやすいものになっている。

このような理由が挙げられたことから、「視覚障がいのある子供の自立活動」については、概ね有効であったと考える。また、得られた回答から改善点や工夫を集約したものが【表20】である。

【表20】「視覚障がいのある子供の指導」の改善と工夫を要する点

回答からの意見	改善点・工夫点
① 弱視の子供の特性がもう少し書かれているとよい。	① 弱視の子供については、第1章の「視覚障がいのある子供の特性と配慮事項」と「弱視教育」で述べている。

(2)「自立活動指導資料（視覚障がい）」の作成

ア 改善や工夫を要する点

指導資料全体について、改善してほしい点や工夫を要する点について回答記述の内容を集約したものが、【表21】である。

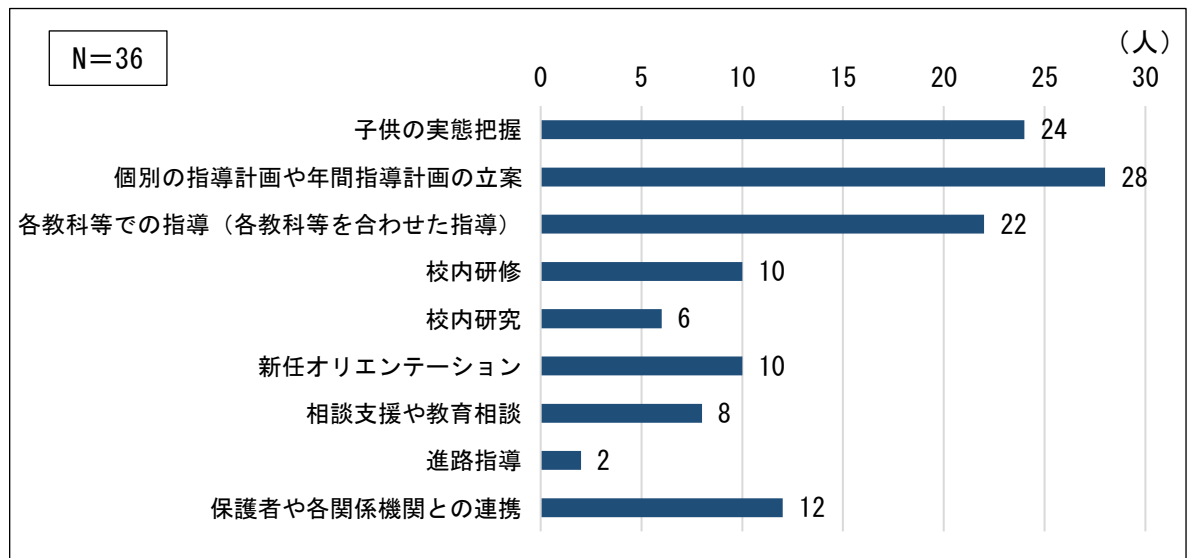
【表21】「自立活動指導資料（視覚障がい）」全体の改善と工夫を要する点

回答からの意見	改善点・工夫点
① 大きい余白に写真やイラストがあるとさらによい。	① 余白に合わせてコラムを追加する。
② 第3章に中学部や高等部についての内容もあるとよい。	② 小学部での各教科の指導が基礎となり、その専門的な視点を踏まえた授業づくりは中学部や高等部でも同様である。中学部や高等部については、教科担当者を中心に今後、内容を検討し、作成につなげる。
③ テキスト版 ⁽⁹⁾ を作ると、全国の視覚支援学校や福祉関係者からの反応が多くなるのではないかな。	③ 視覚障がいのある教員等へ情報提供することで、視覚障がい教育の専門性の向上や指導の充実につながると期待できるので、テキスト版も併せて作成する。
④ （時代の変化とともに）今後支援の在り方が変化していくことも考えられる。新しく視覚障がい教育に携わる教員、現職、全ての教員が使いやすい指導資料になるよう、バージョンアップしていく必要がある。校内研究とのタイアップにより、独自の指導資料ができるのではないかな。	④ 本研究で作成した指導資料をベースに、適宜、内容の見直しを図ることが必要と考える。また校内研究とタイアップした指導資料のバージョンアップについては、研究内容や研究の進め方等も検討しながら、今後の指導資料のさらなる改善につなげる。

(9)「テキスト版（テキストデータ）」とは、文字のみのデータのことで拡張子は「.txt」。コンピュータでテキスト情報を音声で読み上げることができる。Word 文書やPDF データは読み上げが不可能なため、視覚障がい者への情報提供として有効。

イ 自立活動の授業以外での活用

自立活動の授業以外で、今後どのような場面で指導資料を活用してみたいかについて、【図16】のような回答を得ることができた。



【図16】自立活動の授業以外での「自立活動指導資料（視覚障がい）」の活用（複数回答）

活用してみたいという回答で最も多かったものが、「個別の指導計画や年間指導計画の立案」で、次いで「子供の实態把握」であった。これらは、自立活動の授業を行う上で必須なものであることから、指導資料を活用した授業実践を積み重ねることで、教員の専門性と指導の充実につながることを期待される。

3番目に多く回答が挙げたものが、「各教科等での指導（各教科等を合わせた指導）」であった。指導資料に国語や社会等、教科ごとに視覚障がいのある子供の指導の留意点を示すとともに、自立活動との関連を具体的に示したことで、授業づくりのイメージができたのではないかと考える。自立活動の時間を中心に、各教科との横断的な関連をもった授業展開が図られることで、子供の着実な成長につながると期待できる。

その次に多かったものが、「保護者や各関係機関との連携」であった。指導資料を通じた連携により、保護者や各関係機関に対して視覚障がい教育への理解の促進が期待できる。また、回答数が少なかった「相談支援や教育相談」と「進路指導」は、保護者や各関係機関と密接な関わりがあることから、指導資料を活用することで、視覚障がいのある子供の乳幼児期から、学校卒業までの長期間にわたる専門的な支援に結び付けられるものと考えられる。

さらに、「校内研修」や「新任オリエンテーション」で活用してみたいという回答が挙げられた。指導資料には、視覚障がい教育の専門的な知識や指導技術の基本が示されているので、視覚障がい教育に初めて携わる教員への研修に効果的に活用できると考える。また、指導資料を基に、基本的な内容の確認や更に専門性を高めるための研修への活用も期待できる。

加えて、「校内研究」で活用してみたいという回答も得ることができた。指導資料は視覚障がい教育の専門性の要素を基に作成されているので、校内研究で各専門性の要素について理解を深めたり、授業実践の共有をしたりすることで教員の専門性が高まると期待できる。

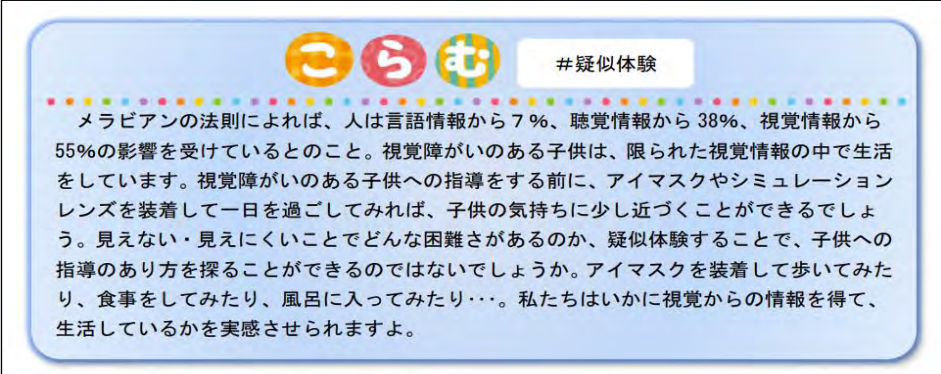
他の回答として、「小・中・高の先生の研修にも活用できるのではないか」という意見が挙げられた。視覚支援学校の子供のみならず、弱視特別支援学級の子供や、通常学級に在籍している見え方への支援を要する子供を担当している教員においても、指導資料を活用することで、視覚障がい教育への理解が促されるとともに、子供の实態に応じた効果的な指導につながるものと考えられる。

以上のことから、作成した指導資料は、自立活動の授業以外においても様々な場面での活用が期待できると考えられる。自立活動は、自立活動の時間を中心に、学校教育全体の中で行われるものであることから、指導資料を幅広く活用することで視覚障がい教育の専門的な視点をもった指導や教員の専門性の更なる向上につながるものとする。

6 「自立活動指導資料（視覚障がい）」の完成版の作成

指導資料（試案）を活用した授業実践と調査結果から得られた内容を受け、【表 22】のように修正を行い、指導資料の完成につなげた。

【表22】指導資料（試案）の修正（一部抜粋）

項目及びページ	修正
第1章 「視覚障がいのある子供の特性と配慮事項」 p. 9	疑似体験のコラムを掲載 
第1章 「点字表記法と指導の基本」 p. 36	点筆を垂直に下ろして書く様子を写真で掲載 
第1章 「歩行」 p. 16	目的意識をもった歩行指導及び地図を用いた共通理解について補足して説明（修正箇所は下線部） 歩行指導は、乳幼児期から学校卒業後まで、長期的な見通しをもった指導が行われます。個別の指導計画に基づいて指導を進めますが、<u>子供や保護者のニーズに対応した指導も重要となります。</u>子供が「一人で家に帰りたい」「コンビニまで一人で行って買い物をしたい」など、目的意識をもつことで歩行学習への意欲も高まり、主体的な取組につながります。保護者からも、ニーズを聞き取ったり、歩いたことのある道路を地図で確認したり、公共交通機関の利用の様子を伺ったりなど連携を図りながら、指導に当たしましょう。

VIII 研究のまとめ

1 全体考察

本研究は、視覚障がいのある子供の自立と社会参加のために必要な資質・能力を育成するために、視覚障がい教育における専門的な視点を踏まえた授業実践を通して、教員の専門性の向上と指導の充実に資するものであった。

そこで、本研究では、視覚障がい教育における「教員の専門性に関する調査」、調査結果を基にした「指導資料（試案）の作成」、「指導資料（試案）を活用した授業実践」の三つの手立てによって研究を進め、その有効性について検証を行った。教員の専門性に関する調査では、視覚障がい教育に携わる上で必要な専門性の要素を仮として設定したものに對し、回答を得た。この結果から、教員の考える専門性の要素が明らかとなり、それらを整理する上で有効であったと考える。また、自立活動の指導においては、悩みや難しさを抱えながら指導している現状も明らかとなり、指導資料（試案）の作成を裏付ける結果となった。調査結果は、指導資料（試案）に反映させ、授業で活用した。これにより、専門的な視点を踏まえた授業展開が図られ、子供の意欲的な学びにつながったことから、手立ては有効であったと考える。授業実践後の調査結果からは、指導資料（試案）の有効性が明らかとなり、更に得られた回答を基にした修正を加えることで、より専門的な内容が充実した指導資料になったと捉える。これらのことから、本研究で作成した指導資料は、視覚障がい教育における教員の専門性の向上と指導の充実に図るために役立てることができるものであり、視覚障がいのある子供の自立と社会参加のための資質・能力の育成につながるものとする。

今後は、指導資料を活用した授業実践を積み重ねるとともに、自立活動で学習した内容をどのように各教科と関連付け、子供の能力を培っていくのかという視点をもった授業づくりが重要であるとする。

2 研究の成果

本研究の成果として、次の5点を挙げる。

- (1) 視覚障がい教育における教員の専門性に関する調査を行ったことにより、視覚障がい教育に携わる上で必要とされる「専門的な知識」と「専門的な技能」の専門性の要素を明らかにし、整理することができた。
- (2) 視覚障がい教育における教員の専門性の調査結果を基に、「視覚障がい教育理論」及び「授業実践」、視覚障がいのある子供に対する自立活動、各教科と自立活動との関連について、指導資料（試案）に示すことができた。
- (3) 指導資料（試案）を活用した授業実践では、経験豊富な教員とティーム・ティーチングで授業を行うことで、資料に追加すべき専門的な内容を捉えることができ、指導資料（試案）の改善につなげることができた。
- (4) 指導資料（試案）を活用した授業実践では、教師が子供役となった学び合いの設定、学習や指導の振り返りに活用するための動画撮影等、子供1人に対して2人の教員が役割を果たすことにより効果的な授業展開が図られ、意欲的な学習へとつなげることができた。
- (5) 指導資料（試案）についての事後調査により、有効性と今後の活用を明らかにするとともに、調査結果を基に修正を行い、研究成果物として指導資料を作成させることができた。

3 今後の課題

今後の課題として、以下の3点を挙げる。

- (1) 点字盤や歩行の授業の他に、視覚補助具や触察などの指導場面で指導資料を活用し、資料の検証を行うとともに、白杖を携帯した歩行指導や中学部・高等部の各教科の指導についての内

容も追加するなど、さらに改良、改善していく必要がある。

- (2) 視覚障がい教育の専門性を着実に引き継ぐために、本研究で作成した指導資料に加え、実際に指導している場面の動画撮影や教材・教具のデータベース化、実践集等を取りまとめていく必要がある。
- (3) 指導資料の活用の幅を広げていくために、資料の管理や運用の仕方など、組織体制の構築が必要である。

<おわりに>

長期研修の機会を与えてくださいました関係諸機関の各位並びに所属校の諸先生方と児童の皆さんに、心から感謝を申し上げ、結びの言葉といたします。

Ⅸ 引用文献及び参考文献

【引用文献等】

- ・香川邦生編者（2020）、『五訂版視覚障害教育に携わる方のために』、慶應義塾出版会、p. 3
- ・全国盲学校長会編（2020）、『視覚障害教育の現状と課題-令和元年度年報-第59巻』
- ・独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（2020）、『特別支援教育の基礎・基本2020』、ジアース教育新社、pp. 98-106、p. 112、pp. 109-110
- ・文部科学省初等中等教育局特別支援教育課（2013）、『教育支援資料～障害のある子供の就学手続きと早期からの一貫した支援の充実～』、p. 65、p. 74、p. 76（令和2年5月22日閲覧）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250.htm
- ・文部科学省（2018）、『特別支援学校幼稚部教育要領 小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月）』、pp. 119-201
- ・文部科学省（2018）、『特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）（平成30年3月）』、開隆堂、p. 40、p. 44、p. 48、pp. 51-102
- ・文部科学省（2018）、『特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 各教科編（小学部・中学部）（平成30年3月）』、開隆堂、pp. 3-7
- ・文部科学省（2020）、『令和2年度特別支援学校（視覚障害）小学部点字教科書編集資料』、
- ・文部科学省『障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）』（平成25年10月4日付）（令和2年5月22日閲覧）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340331.htm
- ・文部科学省（2020）、『令和元年度第49回全国盲学校副校長・教頭総会並びに研究協議会資料』
- ・岩手県立盲学校『学校要覧』（平成元年度、p. 7）、（平成10年度、p. 12）、（平成20年度、p. 14）
- ・岩手県立盛岡視覚支援学校『学校要覧』（平成30年度、p. 18）、（令和元年度、p. 18）、（令和2年度、p. 10、p. 18）

【参考文献等】

- ・青柳まゆみ・鳥山由子（2012）、『視覚障害教育入門』、ジアース教育新社
- ・五十嵐信敬（1993）、『視覚障害幼児の発達と指導』、コレール社
- ・一般社団法人アジアヒューマンサービス学会（2018）、『視覚障害教育の現場で教員に必要とされる専門性と教育研修に関する調査』（令和2年4月28日閲覧）
<https://www.jstage.jst.go.jp/browse/incleedu/-char/ja>
- ・稲本正法他著（1995）、『教師と親のための弱視レンズガイド』、コレール社
- ・猪平眞理編著（2018）『視覚に障がいのある乳幼児の育ちを支える』、慶應義塾大学出版会
- ・大川原潔他著（1999）、『視力の弱い子供の理解と支援』、教育出版
- ・岡山県総合教育センター（2015）、『自立活動ハンドブッケー知的障害のある児童生徒の指導のためにー』
- ・香川邦生（2015）、『わかりやすい「自立活動」領域の捉え方と実践』、教育出版

- ・香川邦生・千田耕基（2009）、『小・中学校における視力の弱い子どもの学習支援 通常学級を担当される先生方のために』、教育出版
- ・川口数巳江、小林秀之（2010）『視覚特別支援学校の教員の専門性向上に関する検討－視覚特別支援学校における教員の在職年数と専門性の関係を中心として－』、広島大学学術情報リポジトリ、（令和2年4月9日閲覧）
<https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/ja/00032321>
- ・公益財団法人みずほ教育福祉財団（2020）、『特別支援教育研究論文集－令和元年度特別支援教育研究助成事業－』特別支援学校における学校経営上の問題点の把握と課題解決への方策等の検討（令和2年5月19日閲覧）
http://www.nise.go.jp/nc/report_material/research_results_publications/mizuho/r01
- ・公益財団法人みずほ教育福祉財団特別支援教育研究助成事業『特別支援教育研究論文－平成20年度－』「センター的機能を視野に入れた視覚障害教育の専門性と教員の意識」静岡県立浜松視覚特別支援学校伊藤嘉奈子（令和2年5月19日閲覧）
<http://www.nise.go.jp/cms/resources/content/405/H20-03.pdf>
- ・国立大学法人筑波大学附属視覚特別支援学校（附属盲学校）『視覚障害教育自立活動』（令和2年4月8日閲覧）
<http://www.nsfb.tsukuba.ac.jp/>
- ・視覚障害教育ブックレット編集委員会、『視覚障害教育ブックレット 視覚障害教育の教科・領域のネットワークづくりをめざして』Vol.31～Vol.43
- ・芝田裕一（2007）、『視覚障害児・者の理解と支援』、北大路書房
- ・社会福祉法人全国心身障害児福祉財団（2011）、『新しい自立活動の実践ハンドブック』
- ・全国盲学校長会（2018）、『新訂版視覚障害教育入門Q&A－確かな専門性と基礎的な知識を身に付けるために－』、ジアース教育新社
- ・全国盲学校長会編著、青木隆一監修（2016）、『見えない・見えにくい子供のための歩行指導Q&A』、ジアース教育新社
- ・高橋真琴（2016）、『－複数の障害種に対応する－インクルーシブ教育時代の教員の専門性』、ジアース教育新社
- ・独立行政法人国立特殊教育総合研究所（2006）、『盲・聾・養護学校教員専門性向上事業テキスト（平成18年度）』
- ・独立行政法人国立特別支援教育総合研究所『視覚障害教育におけるICTの活用の現状と課題』（令和2年8月6日閲覧）
https://www.nise.go.jp/cms/resources/content/12446/saika3_5.pdf
- ・広島県立広島中央特別支援学校（2017）、『自立活動指導書－視覚障害のある幼児児童生徒の指導のために－』
- ・古川勝也・一木薫編著（2017）、『自立活動の理念と実践 実態把握から指導目標・内容の設定に至るプロセス』、ジアース教育新社
- ・文部科学省（1940）、『点字学習指導の手引（平成15年改訂版）』、大阪書籍
- ・文部科学省（2019）、『平成30年度特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有状況調査結果の概要』
- ・文部科学省『資料4-2：すべての視覚障害児の学びを支える視覚障害教育の在り方に関する提言』（令和2年4月16日閲覧）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1299899.htm
- ・文部省（1985）、『歩行指導の手引』、慶應義塾大学出版会
- ・山口県教育委員会（2013）、『自立活動の指導の手引き』（令和2年8月7日閲覧）
<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cmsdata/c/1/2/c12aa8f36e0bbf7da05197254737baf5.pdf>

＜巻末資料 1＞

「視覚障がい教育における教員の専門性の向上と指導の充実に関する研究」に係る質問紙調査

●視覚障がい教育における教員の専門性に関する調査

「視覚障がい教育における教員の専門性の向上と指導の充実に関する研究」に係る
状況調査用紙

＜＜調査用紙ご記入にあたってのお願い＞＞

●調査への回答について

この調査は、幼小学部、中学部、高等部普通科の指導教諭、教諭、講師、非常勤講師の先生方がご回答ください。

●調査結果について

調査結果は統計的に処理し、本研究のみで使用する以外の目的で使用することはありません。また、研究発表等で公表する場合がありますが、個人を特定する形で公表することはありません。

●提出方法、締め切り

調査用紙は、7月31日（金）までに、長期研修担当までに提出をお願いします。

【フェイスシート】

所属学部	幼小	中	高
氏名			
視覚障がい教育通算経験年数	年	か月	
特別支援学校教員免許状 「視覚障害者に関する領域」の有無	保有	非保有	

「視覚障がい教育における教員の専門性の向上と指導の充実に関する研究」に係る 状況調査

この調査は、視覚障がい教育における教員の専門性の向上と指導の充実に関する研究に係る状況調査です。以下、研究の主旨をご理解いただき、調査のご協力をお願いいたします。

＜研修主題＞

特別支援学校における障がい種に応じた専門性の向上と指導の充実に関する研究
－自立活動指導資料（視覚障がい）の作成を通して－

この研究では、視覚障がい教育における教員の専門性についての現状を調査し、その結果を「自立活動指導資料（試案）」に反映させます。そして、作成した「自立活動指導資料（試案）」を活用した授業実践を通して、教員の専門性の向上と指導の充実を図ることを目指します。

この研究でいう教員の専門性の向上は、「専門的な知識」と「専門的な技能」を併せもつことによって図られるものと捉え、専門的な知識を「視覚障がい教育理論」、専門的な技能を「授業実践」と位置づけました。さらに、視覚障がい教育の視点から整理したものを「専門性の要素」と捉え、教員の専門性のイメージを下図に示しました。なお、「専門性の要素」は、学習指導要領等を参考にしました。

視覚障がい教育における教員の専門性		
専門的な知識		専門的な技能
視覚障がい教育理論		授業実践
眼疾患と視機能評価	専門性の要素	的確な概念形成と言葉の活用
視覚障がいのある子供の特性と配慮事項		点字の読み書きの系統的な指導
歩行指導の基本		普通文字の読み書きの系統的な指導
点字表記法と点字指導の基本		各教科の指導内容の精選等
弱視教育		学習用具の活用 (レーズライター、そろばん、感光器等)
早期教育		教材・教具の工夫(触覚教材、拡大教材等)
触察の指導の基本		視覚補助具の活用 (弱視レンズ、拡大読書器等)
進路指導(キャリア教育)と職業教育		歩行指導
視覚障がい者のスポーツ		ICTの活用
視覚障がい者の福祉		日常生活における運動や動作の指導

【図】視覚障がい教育における教員の専門性のイメージ

参考文献等

- 文部科学省「特別支援学校幼稚部教育要領小学部・中学部学習指導要領（平成29年）」
- 文部科学省「特別支援学校学習指導要領解説各教科編（小学部・中学部）（平成30年）」
- 文部科学省「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）（平成30年）」
- 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課（2020）「特別支援学校（視覚障害）小学部点字教科書編集資料」
- 国立特別支援教育総合研究所（2015）「特別支援教育の基礎・基本新訂版－共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築－」、ジアース教育新社
- 香川邦生（2020）「五訂版視覚障害教育に携わる方のために」、慶應義塾大学出版会

- 問 1** 「専門的な知識」と位置づけた「視覚障がい教育理論」で、視覚障がい教育全体で考えた時に、特に重要だと思う「専門性の要素」を3つ選び、その番号を下の回答欄に、重要だと思う順に上からご記入ください。さらに、その3つを選んだ理由も、下の回答欄にご記入ください。
- また「専門性の要素」として、他に考えられるものがあれば、その理由も併せて、回答欄にご記入ください。

専門的な知識	
視覚障がい教育理論	
1	眼疾患と視機能評価
2	視覚障がい児（生徒）の特性と配慮事項
3	歩行指導の基本
4	点字表記法と点字指導の基本
5	弱視教育
6	早期教育
7	触察の指導の基本
8	進路指導（キャリア教育）と職業教育
9	視覚障がい者のスポーツ
10	視覚障がい者の福祉

＜回答欄＞

番号	理由

他に考えられる専門性の要素	理由

問2 「専門的な技能」と位置づけた「授業実践」で、視覚障がい教育全体で考えた時に、特に重要だと思う「専門性の要素」を3つ選び、その番号を下の回答欄に、重要だと思う順に上からご記入ください。さらに、その3つを選んだ理由も、下の回答欄にご記入ください。

また「専門性の要素」として、他に考えられるものがあれば、その理由も併せて、回答欄にご記入ください。

専門的な技能	
授業実践	
1	適切な概念形成と言葉の活用
2	点字の読み書きの系統的な指導
3	普通文字の読み書きの系統的な指導
4	各教科の指導の精選等
5	学習用具の活用（レーズライター、そろばん、感光器等）
6	教材・教具の工夫（触覚教材、拡大教材等）
7	視覚補助具の活用（弱視レンズ、拡大読書器等）
8	歩行指導
9	ICTの活用
10	日常生活における運動や動作の指導

＜回答欄＞

番号	理由

他に考えられる専門性の要素	理由

問3 これまでに、ご自身が自立活動の授業を行う上で、悩んだり、難しさを感じたりしたことを具体的にご記入ください。

【悩んだり、難しさを感じたりした内容】

問4 視覚障がい教育における教員の専門性の向上と指導の充実のために、今後、視覚障がい教育全体（学校全体）で必要だと考えることをご記入ください。

調査は以上です。お忙しい中、ご協力ありがとうございました。

＜巻末資料 2＞

「視覚障がい教育における教員の専門性の向上と指導の充実に関する研究」に係る質問紙調査

●「自立活動指導資料（視覚障がい）」（試案）に関する調査

「視覚障がい育における教員の専門性の向上と指導の充実に関する研究」に係る
質問用紙

《質問用紙ご記入にあたってのお願い》

●目的

「自立活動指導資料」（試案）を活用した授業実践を行い、指導資料の検証を行う。得られた結果を基に、「自立活動指導資料」（試案）を修正し、完成を目指す。

●質問用紙への回答について

この質問用紙は、幼小学部、中学部、高等部普通科の指導教諭、教諭、講師、非常勤講師の先生方がご回答ください。なお、授業を参観できなかった先生方にも回答をお願いします。

●結果について

得られた結果は統計的に処理し、本研究のみで使用する以外の目的で使用することはありません。また、研究発表等で公表する場合がありますが、個人を特定する形で公表することはありません。

●提出方法、締め切り

質問用紙は、10月22日（木）までに、長期研修担当に提出をお願いします。

本研究に係る授業を参観していただき、ありがとうございました。

授業で活用した「自立活動指導資料」（試案）について、改善点や工夫点等、ご意見を伺い、資料の修正のため、参考にさせていただきます。ご協力をよろしくお願いいたします。

問1 授業実践①で活用した「自立活動指導資料」（試案）の「第1章 理論と指導にあたって～視覚障がいのある子供の理解のために～（5）点字表記法と点字指導」は、視覚障がい教育の専門的な視点や内容等が分かりやすく示され、授業で活用できるものになっていますか。次の（ア）～（エ）から、あてはまるものに○を付け、その理由もお書きください。

（ア） になっている

（イ） やや になっている

（ウ） あまり になっていない

（エ） になっていない

【理由】

問2 授業実践②で活用した「自立活動指導資料」（試案）の「第1章 理論と指導にあたって～視覚障がいのある子供の理解のために～（4）歩行」は、視覚障がい教育の専門的な視点や内容等が分かりやすく示され、授業で活用できるものになっていますか。次の（ア）～（エ）から、あてはまるものに○を付け、その理由もお書きください。

（ア） になっている

（イ） やや になっている

（ウ） あまり になっていない

（エ） になっていない

【理由】

* 裏面に続きます。

問3 授業実践①と②で活用した「自立活動指導資料」（試案）の「第2章 自立活動の指導～自立と社会参加を目指して～（2）視覚障がいのある子供の自立活動」は、視覚障がい教育の授業づくりの視点が分かりやすく示され、授業で活用できるものになっていますか。次の（ア）～（エ）から、あてはまるものに○を付け、その理由もお書きください。

（ア） になっている

（イ） ややになっている

（ウ） あまりになっていない

（エ） になっていない

【理由】

問4 「自立活動指導資料」全体を通して、改善してほしい点や工夫を要する点がありましたら、お書きください。

問5 自立活動の授業以外に、今後、どのような場面で「自立活動指導資料」を活用してみたいと思いますか。次の（ア）～（ケ）から、あてはまるものに○を付けてください。その他がある場合は、お書きください。（複数回答可）

	（ア） 子供の実態把握
	（イ） 個別の指導計画や年間指導計画の立案
	（ウ） 各教科等での指導（各教科等を合わせた指導）
	（エ） 校内研修
	（オ） 校内研究
	（カ） 新任オリエンテーション
	（キ） 相談支援や教育相談
	（ク） 進路指導
	（ケ） 保護者や各関係機関との連携

【その他】